

# 官報

昭和六十一年四月十七日

## ○第一百四回 衆議院会議録 第二十一号(一)

昭和六十一年四月十七日(木曜日)

議事日程 第十八号  
昭和六十一年四月十七日  
午後一時開議

第一 民間事業者の能力の活用による特定施設の促進に関する臨時措置法案(内閣提出)

第二 消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 郵便法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第四 國際花と緑の博覽会の準備及び運営の整備の促進に関する臨時措置法案(内閣提出)

第五 都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第六 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律案(内閣提出)

第七 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案(内閣提出)

第八 消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第九 郵便法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第十 國際花と緑の博覽会の準備及び運営の整備の促進に関する法律案(内閣提出)

第十一 都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第十二 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律案(内閣提出)

第十三 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案(内閣提出)

第十四 消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十五 郵便法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(坂田道太君) これより会議を開きます。

午後一時三分開議

日程第一 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案(内閣提出)

日程第二 消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 國際花と緑の博覽会の準備及び運営のため必要な特別措置に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第四 國際花と緑の博覽会の準備及び運営のため必要な特別措置に関する法律案(内閣提出)

日程第五 都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第六 国の補助金等の臨時特例等に関する法律案(内閣提出)

日程第七 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律案(内閣提出)

日程第八 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案(内閣提出)

日程第九 消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十 郵便法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第十一 國際花と緑の博覽会の準備及び運営の整備の促進に関する臨時措置法案(内閣提出)

日程第十二 都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第十三 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律案(内閣提出)

日程第十四 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案(内閣提出)

日程第十五 消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十六 郵便法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第十七 國際花と緑の博覽会の準備及び運営の整備の促進に関する臨時措置法案(内閣提出)

日程第十八 都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第十九 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律案(内閣提出)

日程第二十 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案(内閣提出)

日程第二十一 消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二十二 郵便法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○本日の会議に付した案件

第一 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案(内閣提出)

第二 消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 郵便法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第四 國際花と緑の博覽会の準備及び運営の整備の促進に関する臨時措置法案(内閣提出)

第五 都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第六 国の補助金等の臨時特例等に関する法律案(内閣提出)

○野田毅君登壇

○野田毅君 大だいま議題となりました両法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案について申し上げます。

本案は、最近における内外経済環境の変化に対応して、民間事業者の能力の活用により、経済社会の健全な発展の基盤の充実に資する特定施設の整備を促進しようとするものであります。

第一に、本法案の対象となる特定施設を、工業技術の研究開発及び企業化の基盤施設、電気通信業等の技術の開放型研究施設、情報処理の事業その主な内容は、

第一に、製品安全協会、高圧ガス保安協会及び日本電気計器検定所に対する政府の出資金の返還並びにこれらの法人、電源開発株式会社及び中小企業投資育成株式会社の業務運営に対する規制の緩和について定めること、

第二に、公害防止管理者、火薬類製造保安責任者、高圧ガス製造保安責任者等の資格試験の事務を



付託され、兩法律案について、四月十四日江藤建設大臣から提案理由の説明を聴取し、昨十六日質疑を終了、採決の結果、それぞれ全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案に對しては、五ヵ年計画の完全達成を期すること等六項目の附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 両案を一括して採決いたしました。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第六 国の補助金等の臨時特例等に関する法律案(内閣提出)

○議長(坂田道太君) 日程第六、国の補助金等の臨時特例等に関する法律案を議題といたします。

○議長(坂田道太君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長小泉純一郎君。

国補助金等の臨時特例等に関する法律案及び同報告書

〔本号〔〕に掲載〕

○小泉純一郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

この法律案は、最近における財政収支、社会経済情勢の推移及び累次の臨時行政調査会の答申等

の趣旨を踏まえ、財政資金の効率的使用を図ることをめ、國の負担金、補助金等に関する臨時特例等の措置を講じようとするもので、その主な内容を申します。

し上げますと、

第一に、社会保障、公事業等の各政策分野の特性に配意しつつ、補助率の総合的見直しを図る

という観点に立って、四十四法律について、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における國の補助金及び負担金の補助率及び負担率の引き下げを行うこととしております。

なお、この対象となる地方公共団体に対しましては、その事務事業の執行及び財政運営に支障を生することのないよう、財政金融上の措置を講ずることとしております。

第二に、地方公共団体の事務事業として同化定着している補助金及び負担金を規定している二法律について、その補助金及び負担金を整理し、地方公共団体の一般財源による措置への移行を行うこととしております。

第三に、厚生保険特別会計法等、一般会計から特別会計への國庫負担金等の繰り入れを規定している三法律について、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における繰り入れの特例を定めることとしております。

本案につきましては、去る四月一日竹下大蔵大臣から提案理由の説明を聴取し、同月七日から五日間にわたり関係各委員会との連合審査会を開会したほか、参考人より意見を聴取する等慎重に審査を行い、昨十六日質疑を終了いたしましたところ、堀之内久男君外三名から、自由民主党・新自由国民連合提案による施行期日を「公布の日」に改める等の修正案が提出されました。

次いで、討論を行い、採決いたしました結果、本案は多数をもつて修正案のとおり修正議決すべしものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 討論の通告があります。順次これを許します。伊藤茂君。

〔伊藤茂君登壇〕

○伊藤茂君 私は、日本社会党・護憲共同を代表し、ただいま議題となりました國の補助金等の臨時特例等に関する法律案に対し、反対の討論をいたします。

反対の理由の第一は、政府が国会で表明し、約束したことを見づから踏みにじっていることあります。

昨年の通常国会に提案された補助金一括削減について、政府は、一年限りと繰り返し表明したにもかかわらず、本年は昨年の二倍の額一兆一千七百億円の削減、しかも三年にわたるという内容を持ち出しまして、三年後の対応も不明確にして、制度改悪の恒久化をねらっております。これは国会軽視であり、背信行為であります。政治と国会の重要な基礎は信頼であります。国会と国民の前に表明したことを誠実に実行することであると思いますが、この法案は、政府がまことに突き崩すものであり、断じて容認できないものであります。(拍手)

反対の第二の理由は、この法案が地方自治、地元の前に表明したことの誠実に実行することであると思いますが、この法案は、政府がまことに突き崩すものであり、断じて容認できないものであります。(拍手)

反対の第三の理由は、このような政策によって、福祉制度を初め、戦後四十年にわたって国民の皆さんと私どもが築き上げてきた諸制度を突き崩す危険性を持つていてあります。

保育所、老人ホームなどの補助率が一挙に二分の一に引き下げられることに対し、これでは制度維持の限界を超えるという悲痛切実な声が上がっております。生活保護法を初め社会福祉制度は、憲法の規定と精神に基づいて國の責任を基礎にしてつくりられてきたのであります。政府自身がこれまでを突き崩そうとしていると言わなければなりません。教育基本法、義務教育費國庫負担法、生活保護法や地域社会を築くための諸制度、それを支える財源を削減しながら、世界に例のない軍事費突出を強行している中曾根内閣の政策に断固として反対するものであります。(拍手)

反対の第四の理由は、私たちが昨年來強く要求してきたにもかかわらず、一括法案として提案してきました。ここに提案をされましたそれぞれの法律は、本

び、本法案によつて今後、さらに急増することは明らかであります。自治体財政にとって、公債費負担比率一五%が危険ラインと言われておりますが、既に二割以上の自治体がその状態に陥っています。

おり、本法案によつてさらに拍車がかかることがあります。

なるのも明らかであります。

政府は、このような深刻な状況を顧みないだけではなく、財源不足の補てん策として、ルール違反のたばこ消費税の引き上げにより二千四百億円も

院の各委員会において真剣な努力の結晶として実現してきたものであります。それを一括し、大幅削減を強行することは、各専門委員会の権威と議員の努力を否定するものであり、認めるべきでないものであります。これは、本院の本来のルールと構造にかかる問題でございまして、連合審査会で代行できるものではないと思います。

最後に、このような法案を提出した政府に、社会の将来への展望がないことを厳しく指摘をしなければなりません。

今、内外の社会経済情勢は大きく変動しております。高齢化、高度情報化などの大きな変化、福祉型都市づくりの重要性などの中でよりよい社会を築くためには、地域自治体の重視、分権と自治、参加の進路が不可欠であります。明治以来、日本の政治は国家を最大の物差しとしてまいりましたが、今必要な新しい物差しの一つは地域自治体であります。もう一つは世界であると思います。歴代自民党政府の政策を見ますと、亡き大平

首相の当時が、その田園都市構想、分権型社会の発想に見られるように、唯一まじめな模索がなされたときであったと思いますが、中曾根首相には、その重要な視点が欠落しているのであります。この法案に示されるような政策では、日本の社会の将来への展望のないことをみずから証明するものと言わざるを得ないのであります。

以上、反対の理由を申し上げますとともに、政府が最低限、八項目の附帯決議に示された内容を具体的に必ず実行するよう強く要求し、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(坂田道太君) 笹山登生君。

【笹山登生君登壇】

○ 笹山登生君 私は、自由民主党・新自由国民連合を代表し、議題となつております国の補助金等の臨時特例等に関する法律案に賛成の意見を述べるものであります。

申し上げるまでもなく、我が国財政は、昭和十五年度に財政再建の第一歩が踏み出されて以

来、今日まで歳出の節減合理化を中心財政改革に向けた懸命な取り組みが行われてきましたが、なお多額の公債発行に依存せざるを得ないとい

う、極めて深刻な状態を続けております。このよ

うな財政状態をこのまま放置するならば、今後の

社会経済の急激な変化に、財政が適切かつ柔軟に

対応することができます困難となるばかりでな

く、後代の国民は、多額の公債の元利払いのため

の負担のみを負うという、まさに憂慮すべき事

態に立ち至ることは必至であります。

したがって、今後とも、さらなる財政改革への

努力に加え、徹底した歳入歳出構造の見直しの

推進がぜひとも必要であると考えるものであります。そのためには特に、一般歳出の四割を超える補助金等の見直しを図ることが避けて通ることのできない課題となつてまいります。

もちろん、補助金等の見直しによる整理合理化

は、行政領域の見直しをも伴うものであるがゆえに、極めて困難な側面を持つことはよく承知しております。しかし、困難なゆえにこそ、その努力までを放棄するというわけにはいかない

것입니다。先般成立了した昭和六十一

年度予算における補助金等の総額は、前年度当初に引き続き三年連続の減額を達成しております。

しかも、この三千二百十一億円の減額は、真にやむを得ない増加要素をその中に織り込みながらも達成されたものである点を、私は特に評価したい

のであります。

本法律案は、このような補助金等の整理合理化の中核をなす諸施策を措置するものであり、六十年度予算と一体不可分の重要な法律案となるものであります。

また、本案に盛り込まれている各措置は、累次の臨時答申等の趣旨を踏まえ、事務事業の見直しを積極的に進めながら補助率の総合的見直し等を行うこととしたものであります。さらには、地方財政の運営に支障を生ずることのないよう、別途財政金融上の措置を講じることとしております。これら各措置の周到なる用意のもとに円滑なる財政運営に万全を期していることをあわせ考えるとき、政府のなされるこのような努力と英断に対し、深く敬意の念を覚えるものであります。

○議長(坂田道太君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を

委員長報告のとおり決しました。

【賛成者起立】

○ 櫻井新君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。

すなわち、この際、内閣提出、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○ 議長(坂田道太君) 櫻井新君の動議に御異議ありませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり】

○ 議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○ 議長(坂田道太君) 原子爆弾被爆者に対する特



法律上の原子力事業者と位置づけ、廃棄の事業に係る原子力損害賠償責任を一元的に負わせることをいたしております。

第二に、原子力施設の検査体制等の充実について、国が指定する中立公正な検査機関が行えるようにするとともに、核燃料物質等の運搬の際の確認、放射性廃棄物に関する確認の業務のうち定型的な業務につきまして、所要の規定を整備することとしております。(拍手)

以上が核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

#### 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(坂田道太君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。閑晴正君。

[閑晴正君登壇]

○閑晴正君 私は、日本社会党・護憲共同を代表し、ただいま趣旨説明のありましたいわゆる原子炉等規制法の一部を改正する法案に対し、日米会談でお疲れの上、夢うつでおられるような中曾根総理大臣に、目を覚ましてひとつお聞きいただきたい、こう思うのであります。(拍手)

総理、放射性の廃棄物というの、どんなにこ

れを取り締まつても取り締まれるということはない、こう思います。今日、環境を守る問題、あるいはまた命を守る問題、あるいはまた健康を守る問題、これらは世界的な原則として、PPPの原則一つの成果として生まれたのが、廃棄物の処理に当たっては発生者の責任とするという原則であります。これは世界的な原則として、PPPの原則と言われるほどに行き渡った原則であります。しかし、ただいま河野大臣の説明によるところの今度の法案の中身は、じやんじやん原子力エネルギーを原子力発電所から発生したまま、その後始末の放射性の廃棄物がまた余って手に負えない。そういうような現状になっているとき、その始末をひとしく青森県の下北半島の六ヶ所村に集結しようといいます。原発のサイトの中で処理すべき放射性の廃棄物を、何らの電力を恩典もプラスもない、そうした六ヶ所村にこれを捨て去るということについて、多くの疑問を持つのであります。

総理、昨年四月二十六日に閣議口頭了解といふものがありまして、あの地域において了解されてきたところの石油コンビナートの計画に加えて、核燃料のサイクル基地を計画いたしました。同じ場所に石油精製、石油化学、その六百五十分の一のところに皆さん、核燃料のサイクル基地を重ねるというのであります。下敷きになつたところの石油コンビナートはどこへ行くのでありますか。行きどころがないまま下積みになつております。この二つの計画を安易に総理、あなたは了解されましたね。私どもは、この問題について、そうした誤った了解はすべきではない。かつて、むつ小川原開発の口頭了解をもらつたことがあります。(拍手)

い、こう思います。今日、環境を守る問題、あるいはまた命を守る問題、あるいはまた健康を守る問題、これらは世界的な原則として、PPPの原則と言われるほどに行き渡った原則であります。しかし、ただいま河野大臣の説明によるところの今度の法案の中身は、じやんじやん原子力エネルギーを原子力発電所から発生したまま、その後始末の放射性の廃棄物がまた余って手に負えない。そういうような現状になっているとき、その始末をひとしく青森県の下北半島の六ヶ所村に集結しようといいます。原発のサイトの中で処理すべき放射性の廃棄物を、何らの電力を恩典もプラスもない、そうした六ヶ所村にこれを捨て去るということについて、多くの疑問を持つのであります。

総理、昨年四月二十六日に閣議口頭了解といふものがありまして、あの地域において了解されてきたところの石油コンビナートの計画に加えて、核燃料のサイクル基地を計画いたしました。同じ場所に石油精製、石油化学、その六百五十分の一のところに皆さん、核燃料のサイクル基地を重ねるというのであります。下敷きになつたところの石油コンビナートはどこへ行くのでありますか。行きどころがないまま下積みになつております。この二つの計画を安易に総理、あなたは了解されましたね。私どもは、この問題について、そうした誤った了解はすべきではない。かつて、むつ小川原開発の口頭了解をもらつたことがあります。(拍手)

い、こう思います。今日、環境を守る問題、あるいはまた命を守る問題、あるいはまた健康を守る問題、これらは世界的な原則として、PPPの原則と言われるほどに行き渡った原則であります。しかし、ただいま河野大臣の説明によるところの今度の法案の中身は、じやんじやん原子力エネルギーを原子力発電所から発生したまま、その後始末の放射性の廃棄物がまた余って手に負えない。そういうような現状になっているとき、その始末をひとしく青森県の下北半島の六ヶ所村に集結しようといいます。原発のサイトの中で処理すべき放射性の廃棄物を、何らの電力を恩典もプラスもない、そうした六ヶ所村にこれを捨て去るということについて、多くの疑問を持つのであります。

総理、昨年四月二十六日に閣議口頭了解といふものがありまして、あの地域において了解されてきたところの石油コンビナートの計画に加えて、核燃料のサイクル基地を計画いたしました。同じ場所に石油精製、石油化学、その六百五十分の一のところに皆さん、核燃料のサイクル基地を重ねるというのであります。下敷きになつたところの石油コンビナートはどこへ行くのでありますか。行きどころがないまま下積みになつております。この二つの計画を安易に総理、あなたは了解されましたね。私どもは、この問題について、そうした誤った了解はすべきではない。かつて、むつ小川原開発の口頭了解をもらつたことがあります。(拍手)

い、こう思います。今日、環境を守る問題、あるいはまた命を守る問題、あるいはまた健康を守る問題、これらは世界的な原則として、PPPの原則と言われるほどに行き渡った原則であります。しかし、ただいま河野大臣の説明によるところの今度の法案の中身は、じやんじやん原子力エネルギーを原子力発電所から発生したまま、その後始末の放射性の廃棄物がまた余って手に負えない。そういうような現状になっているとき、その始末をひとしく青森県の下北半島の六ヶ所村に集結しようといいます。原発のサイトの中で処理すべき放射性の廃棄物を、何らの電力を恩典もプラスもない、そうした六ヶ所村にこれを捨て去るということについて、多くの疑問を持つのであります。

総理、昨年四月二十六日に閣議口頭了解といふものがありまして、あの地域において了解されてきたところの石油コンビナートの計画に加えて、核燃料のサイクル基地を計画いたしました。同じ場所に石油精製、石油化学、その六百五十分の一のところに皆さん、核燃料のサイクル基地を重ねるというのであります。下敷きになつたところの石油コンビナートはどこへ行くのでありますか。行きどころがないまま下積みになつております。この二つの計画を安易に総理、あなたは了解されましたね。私どもは、この問題について、そうした誤った了解はすべきではない。かつて、むつ小川原開発の口頭了解をもらつたことがあります。(拍手)

い、こう思います。今日、環境を守る問題、あるいはまた命を守る問題、あるいはまた健康を守る問題、これらは世界的な原則として、PPPの原則と言われるほどに行き渡った原則であります。しかし、ただいま河野大臣の説明によるところの今度の法案の中身は、じやんじやん原子力エネルギーを原子力発電所から発生したまま、その後始末の放射性の廃棄物がまた余って手に負えない。そういうような現状になっているとき、その始末をひとしく青森県の下北半島の六ヶ所村に集結しようといいます。原発のサイトの中で処理すべき放射性の廃棄物を、何らの電力を恩典もプラスもない、そうした六ヶ所村にこれを捨て去るということについて、多くの疑問を持つのであります。

総理、昨年四月二十六日に閣議口頭了解といふものがありまして、あの地域において了解されてきたところの石油コンビナートの計画に加えて、核燃料のサイクル基地を計画いたしました。同じ場所に石油精製、石油化学、その六百五十分の一のところに皆さん、核燃料のサイクル基地を重ねるというのであります。下敷きになつたところの石油コンビナートはどこへ行くのでありますか。行きどころがないまま下積みになつております。この二つの計画を安易に総理、あなたは了解されましたね。私どもは、この問題について、そうした誤った了解はすべきではない。かつて、むつ小川原開発の口頭了解をもらつたことがあります。(拍手)

いだらうかと思うので、この点についての御意見を伺いたいと思います。  
また、この法案のもう一つの重要な問題は、検査業務のことです。  
国が検査をし、そして厳正に、その上にも厳正にとあるべきものが、放射性廃棄物の検査の体制でなければなりません。ところが、検査員が今の十倍もふえてくる、金も大分かかるべく、そうならば、この際、溶接の業務ぐらいは民間の業者にゆだねよう、こういうのです。皆さん、民間の業者に検査業務をゆだねるならば、民間の業者はうまく厳正にこの検査ができると期待できましようか。まさしく甘い検査、まさしく緩い検査。検査業務が民間機関となれば、ここにも一定の利潤がなければなりません。利潤が生まれなければ、検査は粗末にいくことは決まっておりません。また、民間同士の間でありますから、うまく癒着していくことも考えられます。  
忘れるることもできないあのチャンジャーラーの事件、大丈夫だといふのがあんな事件を起こします。

第三点は、今度のこの放射性廃棄物の処理責任が、末端の廃棄業者に課せられてまいりました。なぜ末端の廃棄業者がその責任を負わなければならぬのでありますよ。末端の廃棄処理責任者は、発生責任者ではありません。発生責任者は電力会社であります。その電力会社に、今日まで法的に安全の確保あるいは損害の賠償が負わせられておりましたけれども、この法律が通りますと、電力会社はその責めを持ちません。電力会社にその責任を免除する、それがこの法案の重大な欠陥内容であります。私どもは、その意味において、この法案は速やかに検討すべきではないだろかと思うので、この点についての御意見を伺いたいと思います。

また、この法案のもう一つの重要な問題は、検査業務のことであります。

しかし、また日航機の事件、これもまた、大丈夫だと  
言つて、小さなき間から事件が起こつてい  
るのですから、廃棄物の処理、その  
施設の検査業務といふものはは断じて國の責任にす  
べきであります。民間の業者にゆだねるなんと  
いふことはすべきことではありません。この二点  
を明確に打ち出していくところの今度の法案とい  
うものは、明らかに原子力行政の大きな後退であ  
ると思うのであります。

さらば、再処理工場の問題についてお尋ねいた  
します。

再処理工場は、今や世界の趨勢において、ギブアップする段階に来ております。総理、あなたたるものとしてアメリカの大統領とお話をされることは、アメリカからもお聞きになつたのじゃないでしようか。再処理工場は何の目的があつて建設されたのか。プラトニウムを生産し、それを高濃増殖炉に使うとか新型転換炉に充てるとかといふような時代はもう過ぎました。大きな危険、大きな負担、とてもこれを進めるような情勢には今、世界的にはあります。そういう点からいきますならば、速やかに再処理工場の建設などといふもののは断念すべきであると思います。(拍手)

今まで低レベルの廃棄物の施設を青森につくられる、あるいはまた、使用済みの燃料の置き場をまでの六ヶ所村に持っていくと言つておりますけれども、今日発生しているところの言うなれば使用済みの核燃料は、七千五百トンを超えて、さらに十年後には一万三千トンを超えるのであります。東京の村にあるわずか二百十トンの再処理工場、しかも、のこのこ運転して、三割もその効率を上げておりません。その四倍に当たる八百トンの処理

する再処理工場をつくると申しますが、この危険性、大きなものがあります。そうなりますと、単に保管のブールだけが三千トン、六千トン、九千トン、一万二千トンと広がっていくことになるのではないかでしょうか。三千トンにどめるなんといふような保証がありましようか。とどまるところを知らない核燃料廃棄物、使用済みの燃料のブールが我が国に満ち満ち、あの地域を覆うことになることは重大な問題であります。その意味においても……

○議長(坂田道太君) 関君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○関晴正君(続) 総理のこの点にかかるお答えをいただきたいと思います。

いま一つは、この土地を占めるために今、八百億の金がかけられようとしております。しかし、この土地は石油コンビナートに使うために得られた土地であります……

○議長(坂田道太君) 関君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○関晴正君(続) 核燃料のサイクル基地のために得られた土地ではありません。言うなれば、農耕法上の大大きな目的外の使用に供せられることは、重大な問題であると思います。

あわせて、現地における漁民たちのこれに対する危惧、そうして動搖は多大なものがあります。これらの漁協の運営……

○議長(坂田道太君) 関君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○関晴正君(続) 指導すべきであると思いますので、その点についてもしかとしたお答えをいただきたく、私の質問を終わりたいと思います。(拍手)

○内閣総理大臣(中曾根康弘君) 関議員にお答えをいたします。

まず第一は、我が国の原子力利用に関する今回の改正の趣旨でございます。

我が国の原子力利用は、ただいまお話をありましたように、三十年の歴史を持って、総発電力量の四分の一を供給している、非常に重要な電力源になつておるわけであります。原子力利用の推進に当たりましては、これに伴い生じる放射性廃棄物の処理対策については、万全の措置を講じつております。今回の改正は、この放射性廃棄物の処理処分を確実に、適切に行うため、実際に処理処分を行う者に法律上の安全確保責任及び原子力損害賠償責任を一元的に負わせることによって、その責任の所在の明確化を図り万全の安全規制を行つとともに、万一の原子力損害に適切に対処するためのものであります。この場合においても、放射性廃棄物の発生者である電気事業者は、その処理処分が確実に実施されるよう、廃棄事業者に対し適切な支援を与えていくことが重要との原子力委員会の決定に沿い、政府として電気事業者を指導してまいる所存なのであります。

民間機関による原子力施設の検査につきましては、原子力の開発利用の進展に対応して、厳格かつ入念な検査を適切に実施していくためには、検査体制の充実が必要です。このために、諸検査のうち、基準が明確で手法も確立している接種検査に限つて、これを中立公正な専門機関に実施させるとともに、この専門機関について国が厳格に指導監督する、こういふうにした次第なのであります。

〔内閣總理大臣中曾根康弘君登壇〕

〔内閣総理大臣中曾根康弘君登壇〕  
○内閣総理大臣(中曾根康弘君) 関議員にお答えをいたします。

の法改正の趣旨であります。

我が国の原子力利用は、ただいまお話をありますように、三十年の歴史を持つて、総発電電力

量の四分の一を供給している、非常に重要な電力

源になつておるわけであります。原子力利用の推進に当たりましては、これに伴い生じる放射性廃

棄物の処理対策については、万全の措置を講じつ

つあります。今回の改正は、この放射性廃棄物の処理処分を確実に、適切に行うため、実際に処理

処分を行う者に法律上の安全確保責任及び原子力

損害賠償責任を一元的に負わせることによって、その責任の所在の明確化を図り万全の安全規制を

行うとともに、万一の原子力損害に適切に対処す

放射性廃棄物の発生者である電気事業者は、そのためのものであります。この場合においても、

処理処分が確実に実施されるよう、廃棄事業者

に對し適切な支援を与えていくことが重要との原  
子力委員会の決定に沿い、政府として電気事業者

を指導してまいる所存なのであります。

民間機関による原子力施設の検査につきましては、原子力の開発利用の進展に対応して、厳格な

つ入念な検査を適切に実施していくためには、検

査体制の充実が必要です。このために、諸検査の基準が明確で手法も確立している溶接検査の

に限つて、これを中立公正な専門機関に実施させ

るとともに、この専門機関について國が厳格に指導監督する、というふうにした次第なのであります。

（）  
等監督の元  
ます。

に対する関晴正君の質  
六一七



商品等の預託等取引契約の締結及びその履行を公正にし、当該契約に係る預託者が受けることのあら損害の防止を図ることを内容とするものであります。

本法律案の概要是、次のとおりであります。

まず、本法律案においては、一、一定の期間、

政令で指定する特定商品の預託を受け、財産上の利益を供与することを約する契約、二、一定の期間経過後その買い取りを条件として特定商品の預託を受けることを約する契約、三、これらと同様

の契約で、特定商品にかえて政令で指定する施設利用権を用いる契約を預託等取引契約として定義しております。この預託等取引契約に基づいて事業を行う者に対し、規制を行うこととしたしております。

次に、規制の具体的な内容について説明いたしました。第一に、勧誘に際し、契約及び事業者の概要について書面を交付しなければならないこととしております。第二に、契約を締結した場合には、契約内容を書面で明確にしなければならないこととしております。第三に、不当な勧誘行為その他顧客または預託者の保護に欠ける行為を禁止することとしております。

第四に、預託者は、事業者の業務及び財産の状況を記載した書類の閲覧を求めることができることがあります。第五に、預託者に対し、契約締結後十四日以内のクーリングオフによる契約の解除を認めるとともに、同期間経過後いつでも契約を解除する権利

を与えることとし、事業者の預託者に対する損害賠償または違約金の請求額についても制限することとしております。

その他、規制の実効性を担保するため、業務停止命令、罰則等所要の規定を整備しております。

以上が特定商品等の預託等取引契約に関する法律案の趣旨でございます。(拍手)

#### 特定商品等の預託等取引契約に関する法律案

(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(坂田道太君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。上

坂昇君。

〔上坂昇君登壇〕

○上坂昇君 上坂昇であります。

日本社会党・譲憲共同を代表し、ただいま趣旨説明のありました特定商品等の預託等取引契約に関する法律案とそれに関連する事項について質問いたします。

まず第一は、希代の悪徳商法である豊田商事の現物詐欺まがい商法についてですが、昭和五十六年四月会社が設立され、会長永野一男が刺殺されてその幕を閉じた昭和六十年七月十七日までわずか四年間、その間に老人、婦人が大半を占める被害者数実に四万人、集めた金額二千二十億円に達し、中途解約分を差し引きましても実額一千四百七十億円に達するのであります。

豊田商事の金の詐欺まがい商法の苦情は、既に五十六年後半から通産省、公正取引委員会、警察等に持ち込まれまして、資料によれば、五十六年度百九十六件、五十七年度三百八十四件、五十八

年度に九百三十四件と、相談、苦情、問い合わせは増加の一途を続けているのであります。この状況を踏まえ、五十八年五月十八日の衆議院商工委員会では、我が党の議員が初めて豊田商事問題を取り上げ、警告を発し、さらに同年十月四日の商

工委員会では、当時一千億円とも推定される集金が行われ、全国的に猛威を振るっておりました豊田商事法を詳細に分析、報告して、早急に対処する必要があることを政府に求めているのであります。

この警告、要請に耳をかさず、三年近くも何ら

の手を打とうとしなかった通産省、公正取引委員会、警察庁、つまり政府の責任は実に重大であり、世人の批判を浴びてるのは当然のことであります。(拍手)このような悪質な商法をばつこさせないために、行政指導を強く行うとか、出資法や独禁法の違反あるいは詐欺罪等で摘発してきたと考えるのが、私どもの考えところであります

が、どうしてこれができなかつたのか、また放置してきたことに對して何らの反省もしていないのか、それらの点について、通産大臣、公正取引委員長に答弁を求めます。

次に、訪問販売に係る悪徳商法対策についてで

あります。が、五十七年から関東地方知事会、東京都知事あるいはまた各都道府県の消費生活センター所長会議等から、訪問法の強化改正により対処することを政府に要請が提出されています。特に五十八年に入つては、総理、寝ないでくださいよ。あなたの好きなお詫びの言葉であります。これに対しても総理の見解を求めておきます。

いよいよ首題の預託等取引契約法案でございますが、豊田商事は既に崩壊し、豊田式不正商法のばつこする余地は当分遠のいていると考えられるのに、あえてこの法案を提出してきたのは、行政の今までの長い間の怠慢に対する世論の非難や厳しい批判をかわそうとしてとられた、まさにこそく手段のあらわれであると断ぜざるを得ませ

ん。

預託等取引契約に係る預託者の利益を守るもの

への適用等について改正すべきであるとの答申を行っているはずであります。それが全く無視さ

れてきたのは實に不可解であります。これらに対する総理の見解を求めます。

次に、私は、その日の生活にも困り、損害賠償

の訴訟費用にも事欠き、苦しんでる全国の豊田商事関係被害者の皆さんのお済のため、豊田商事の従業者の源泉所得税及び社会保険料等に見合

う金額を、豊田商事の管財人に対して何らかの形

でこれを引き渡すような措置が至当であると考え

るのであります。が、あなたは、高度の政治判断に

より、こうした私が申し上げましたような措置を

おとりになる意思があるかどうか、お伺いをいた

します。また、ことしの三月三十一日、都内の六

十歳から八十歳代に及ぶ被害者四十七人によつ

て、国及び元豊田商事のセールスマン百一人を

相手取り、総額四億二千万円の損害賠償請求訴訟

が東京地裁に起訴されており、さらに大阪地裁に

は、豊田商事社員のうち、高額所得者の上位二十

名を対象とする不当利得返還請求訴訟が管財人か

ら出されています。これらに對して国が示すべき

配慮はどうあるべきか、この点についても総理の

見解を求めておきます。

いよいよ首題の預託等取引契約法案でございますが、豊田商事は既に崩壊し、豊田式不正商法のばつこする余地は当分遠のいていると考えられるのに、あえてこの法案を提出してきたのは、行政の今までの長い間の怠慢に対する世論の非難や厳しい批判をかわそうとしてとられた、まさにこそく手段のあらわれであると断ぜざるを得ませ

としていますが、望まれる禁止法ではなくて、單なる行為規制法にとどまっており、顧客に対する書面の交付、不当な行為の禁止事項あるいは書類の閲覧を義務づける、その程度で、手をかえ品をかえて脱法行為をねらう不正取引から、どうして預託者を守ることができるのでしょうか、専門家が、甚だ疑問であり、私は到底不可能であらうと思うのであります。

書き上げてしまふ」とを目的に考え出され、そして実行に移された、まさに詐欺行為なのであります。したがつて、豊田商事は、五十九年に入つてから、かつてネズミ講で摘発されました天下一家の会をまねまして、宗教法人による資産隠匿方法まで計画した恐るべき会社であり、世の中に存在を許すことのできない商法だったのです。

提案されている程度の法規制で、一体この恐るべき豊田式不正商法を駆逐することができるかと考えておられるのか、通産大臣の真意を伺いたいし、公正取引委員長にも見解を求めたいのであります。

金の預託ペーパー商法、ニードマルチと言わわれるベルギー・ダイヤモンドの媒介取引及び鹿島商事のゴルフ会員権利用商法に要約できるところのこと

の豊田商事事件は、いずれも訪問販売の手口を使つて起きたものであることを認識しなければならないのです。この不正悪質な商法の跳梁によつて、今日、健全な商取引を行つてゐる各種の訪販業者がそのとばかりを受け、訪販業界そのものの社会的評価は著しく低下をいたしてゐるのです。去る四月六日福島県会津若松市で、芳賀幸那といふ小学校三年の女の子が誘拐をされ、一千万円の身の代金を要求されるという事件が起きたのであります。幸い四十六時間後、無事救出され、世間を安堵させましたが、この事件の三人の犯人のうち、主犯大江一美二十三歳は、マルチまがい商法の寢具販売でつまずいたのが原因で、このような犯罪に走るようになったのです。

マルチやまがい商法は、通産省の行政をあざ笑うかのように後を絶たないのであります。が、また、訪販業界の頭痛の種になつてゐるのであります。今、必要なのはまさに訪販法の改正であるのに、通産省は何を一体ばやほやしているのかといふのが、私の偽りのない見解であります。なぜ訪販法改正を済らのか、通産大臣にその理由を明らかにしてもらいたいのです。

不正商法撲滅に熱意を示さない政府及び通産省の態度に業を煮やしまして、我が党は、去る四月三日、現行訪販法のスタイルを踏襲しつゝ、内容では基本的な改正法案を提出をいたしたのであります。

と。第二に、金地金や宝石を指定商品にできない現行法第二条三項に、庶民の小口の財産形成、保有に供される物品、こういう字句を挿入いたしました。第三に、預託等取引契約に係る取引で、預託者の預託物件の完全返還を担保するため、預託等取引業者に対し、金融機関または保険会社との支払保証委託契約の締結を義務づけ、健全な営業内容あるいは資産、これらを有し、社会的信用のある企業でなければこの種の取引はできないこととして、豊田流悪質業者の排除を図ったこと。第四には、連鎖販売業にベルギー・ダイモンドや鹿島商事商法に見られる取り次ぎ、媒介などの委託業務を取り込み、マルチまがい商法における紛争や被害等の防止を図ったこと等々であります。

消費者保護の立場を貫いた法案ではあります。が、決して私は万全であると思ってはおりません。しかしながら、地方公共団体や消費者団体の要望、意見を十分に取り入れたものであり、訪問取引における悪質不正の商法、取引を排除するために相当な効果を上げ得る法案であると自負している次第であります。よって、政府案と我が党提唱案の訪問取引法を比較検討しつつ、よりよい法律を制定することが国民の期待にこたえる道であると私は信じるのでありますけれども、我が党の提案に対するいかなる見解を持つか、また、私が今申し上げたことに対してどういう考え方を持つておられるか、通産大臣の見解を求めるものであります。(拍手)

がって、現物の詐欺商法まがいなどというのではありません。こういうこともわからないでこんな提案をするということに、私は腹が立つのでありますけれども、そなへばかりは言っておれませんから、誠意ある答弁を總理、通産大臣、公正取引委員長に求めて、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣總理大臣中曾根康弘君登壇〕

○内閣總理大臣(中曾根康弘君) 上坂議員の活力ある御質問にお答えいたします。

まず、訪問販売法の改正でございますが、訪問販売取引に係る消費者保護の一層の徹底を図るため、昭和五十九年、訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の改正が行われました。無条件解約期間の延長等が國られたところでございますが、政府としては、引き続き、これら關係法令の厳正な運用及び周知徹底に努める所存であります。

次に、源泉所得税の破産管財人への支出でござりますが、豊田商事の従業員の報酬等については、その支払いの効力について、破産管財人と特定の従業員との間で現在、係争中でありますので、この裁判の結果を待つて適切に対処する所存であります。社会保険料の問題につきましては、豊田商事に係る社会保険料は、適法に徴収されたものであり、これを変更することはできないと考えております。

被害者救済への処置でございますが、現在提訴されている訴訟については、司法当局の判断にまちたいと思います。また、豊田商事の被害者救済については、現在、破産管財人による破産手続が進められておるものと承知しております。政府としては、今後とも、進捗状況を注視しつつ、適切

と。第二に、金地金や宝石を指定商品にできない現行法第二条三項に、庶民の小口の財産形成、保存に供される物品、こういう字句を挿入いたしました。して、商品指定追加の道を開いたのであります。第三に、預託等取引契約に係る取引で、預託者の預託物件の完全返還を担保するため、預託等取引業者に対して、金融機関または保険会社との支払保証委託契約の締結を義務づけ、健全な営業内容あるいは資産、これらを有し、社会的信用のある

がって、現物まがいなどというのはありません。現物の詐欺商法まがい取引でなければなりません。こういうこともわからないでこんな提案をするということに、私は腹が立つのでありますけれども、そりばかりは言つておれませんから、誠意ある答弁を総理、通産大臣、公正取引委員長に求めて、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣中曾根康弘君登壇〕

○内閣総理大臣(中曾根康弘君) 上坂議員の活力

昭和六十一年四月十七日 衆議院会議録第二十一号(一)

特定商品等の預託等取引契約に関する法律案の趣旨説明に対する上坂昇君の質疑

六二

な情報提供に努めてまいる所存であります。

残余の答弁は閣僚大臣がいたします。(拍手)

〔國務大臣渡辺美智雄君登壇〕

○國務大臣(渡辺美智雄君) 豊田商事の現物まがい商法は、非常に多大の被害を国民に与えておる、なぜもと早く行政指導をやらなかつたかと申します。

豊田商事問題といふのは、そもそもが私的な契約の関係にかかるものでございます。このよう

な私契約の関係に対して法律上の強制的な権限を

持つておりませんので、適法に法律上強制介入が

できなかつたことは事実でございます。しかしな

がら、そうは申しましても、通産省といたしまし

ては、従来から、消費者の被害の防止のために、

消費者の啓発、消費者教育といいますか、それか

ら消費者相談、こういうようなことはたくさん

やつてしまひました。もともと、これは法律の規

制も必要でございますが、詐欺まがいのことにつ

きましては、やはり消費者の皆さんに十分に注意

をしていただきくということも非常に重要なことで

ございます。

禁止法でなくて行為規制である政府の提出法案

は、これでは詐欺的な豊田式商法が駆逐できない

のではないかという御心配でございます。

この私どもの出した法律案は、被害者の再発防

止をなるべく早く、早急に講じようという趣旨で

ございまして、産業構造審議会の答申も踏まえて

提出するに至つたものであります。法律案の内容

につきましては、ただいま御説明を申し上げまし

たが、取引契約の締結前後を通じて、かなりきめ細かな規定が書いてあるわけでございます。時間

の関係もござりますから、その解説は後日にいた

したいと存じます。また、契約後の解約権を認め

るなど、事業者に相当の実は負担を求める内容になつております。したがつて、悪質な取引につい

ては、実質的な禁止と同様な効果を持つものと考

えております。

それから、地方公共団体とか国民生活審議会な

どの指摘があつたのにかかわらず、現物まがい商

法やマルチまがい商法等広く訪問販売の手口を利

用する悪徳商法を防止することになぜ取り組まな

いかということでございますが、これは訪問販売

取引につきましては、昭和五十九年に所要の法律

改正が行われました。無条件で解約できる期間を

延長するなど、消費者保護の一層の徹底が図られ

てきたところでございます。今後とも、これら関

係法令の厳正な運用及び周知徹底に努めていきた

いと存じますし、さらにいわゆるマルチまがい

商法につきましては、産業構造審議会の場で、引

き続き鋭意検討をしてまいり所存でございます。

それから、社会党の訪問販売改正案に対する

所見でござりますが、社会党の提出法案は、訪問

販売法全般にわたる改正を内容とするものである

というように承知をいたしております。訪問販売

等の取引は、消費者の利便の増進や流通の近代化

等に資する面があるために、健全な取引にまで悪

影響を及ぼすことのないよう、そして効果的に取

引の適正化を図るという必要がござります。この

ような観点も踏まえまして、規制対象の拡大や支

払保証委託契約締結の義務づけというようなこと

について、慎重に対応すべきものと考えております。

政府といつしましては、豊田商事に代表され

る商法による被害の再発防止は緊急の課題でござ

りますから、まず政府提案のこの法案の早期の成

立が不可欠のものと考えております。

以上でございます。(拍手)

〔國務大臣竹下登君登壇〕

○國務大臣(竹下登君) 私に対する御質問は、出

資法違反に関する問題でございます。

豊田商事が出資法違反になるか否かは、会社の

勧誘行為の実態、資金拠出者の認識等、取引の実

態を勘案し、慎重に判断する必要があると考えら

れますか、いずれにせよ、現在検査当局で検査

中、このように承っております。

なお、この種の取引は、多数の消費者を混乱させ、また、社会的影響も大きいものであると考えられますので、被害防止の啓発に努めるととも

に、情報の収集、調査にも努めてまいりたい。ま

た、御審議いただいておる法律案そのものは、ま

さにこのような悪質な商法の防止をねらいとした

ものでございますので、それなりに効果に機能す

るものでございますので、それなりに効果に機能す

が因られるようすべく立案されているというも

のと承知しておりますので、公正取引委員会とし

ても、再発防止の効果を有するものと考えておる

次第でございます。

以上でございます。(拍手)

○議長(坂田道太君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(坂田道太君) 本日は、これにて散会いたしました。

午後一時三十九分散会

出席政府委員  
内閣総理大臣 中曾根康弘君  
外務大臣臨時代 後藤田正晴君  
国務大臣 大蔵登君  
厚生大臣 今井勇君  
農林水産大臣 羽田孜君  
通商産業大臣 渡辺美智雄君  
建設大臣 佐藤隆美君  
国務大臣 河野洋平君

出席政府委員  
公正取引委員会 高橋元君  
科学技術庁原子力安全局長 松尾邦彦君  
通商産業大臣官房審議官 松尾邦彦君

出席政府委員  
公正取引委員会 委員長 高橋元君  
科学技術庁原子力安全局長 松尾邦彦君  
通商産業大臣官房審議官 松尾邦彦君

## ○朗読を省略した議長の報告

(報告書及び文書受領)

一、去る十五日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

沿岸漁業等振興法第七条の規定に基づく昭和六十年度漁業の動向に関する年次報告

沿岸漁業等振興法第七条の規定に基づく昭和六

十一年度において沿岸漁業等について講じようとする施策についての文書

(政府委員退任)

一、昨十六日、中曾根内閣総理大臣から坂田議長あて、第百四回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失つた旨の通知を受領した。

記

異動前の官職名 氏名 官職名 年月日 異動

国土庁 土地局長 末吉 興一 (退職) 昭六十・四・二六

(政府委員承認)

一、昨十六日、坂田議長は、中曾根内閣総理大臣申し出の次の者を、第百四回国会政府委員に任命することを承認した。

国土庁土地局長 田村 嘉朗

一、昨十六日、中曾根内閣総理大臣から坂田議長あて、十六日議長において承認した田村嘉朗を、同日第百四回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(理事補欠選任)

一、昨十六日、法務委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

## 理事 衛藤征士郎君 (理事稻葉修君昨十六日)

(理事辞任につきその補欠)

理事 稲葉 修君 (理事衛藤征士郎君昨十六日)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

池田 行彦君

木内 普方君

木内 良明君

宮崎 角治君

## 通信委員 辞任

(井上普方君)

井上 普方君

奥野 一雄君

井上 普方君

井上 普方君

藤波 孝生君

月原 茂皓君

月原 茂皓君

林 大幹君

## 大蔵委員 辞任

(加藤六月君)

加藤 六月君

月原 茂皓君

月原 茂皓君

月原 茂皓君

藤波 孝生君

藤波 孝生君

藤波 孝生君

林 大幹君

## 補欠

(西山敬次郎君)

西山敬次郎君

## 社会労働委員 辞任

(西山敬次郎君)

西山敬次郎君

## 環境委員 辞任

(竹村泰子君)

竹村泰子君

## 内閣委員 辞任

山花 貞夫君

## 商工委員 辞任

(日笠勝之君)

日笠勝之君

## 補欠

(中村正三郎君)

中村正三郎君

## 補欠

(仲村正治君)

仲村正治君

## 補欠

(原田正勝君)

原田正勝君

原田正勝君

原田正勝君

原田正勝君

原田正



別表 I 健康保険料の企業規模別負担割合の比較試算表 (円)

区	分	支給総額	健康保険料		料率合計
			従業員	事業主	
(個人、甲、企、業)	給料(年)	215,700	9,130	(4.15%)	8.3%
	賞料(年)	840,000	1,020	(0.3%)	0.8%
	(計)(年)	2,928,000	110,580	(3.8%)	
	(負担割合)		111,260	(3.8%)	
(1億円以上~10億円未満の会社)	給料(年)	274,750	11,620	(4.15%)	8.3%
	賞料(年)	1,137,000	3,411	(0.3%)	0.8%
	(計)(年)	4,434,000	142,851	(3.3%)	
	(負担割合)		145,125	(3.3%)	

(注) 年給与、賞与、総額は「国税庁59年民間給与の実態調査」による。但し、月額給与は四捨五入。

別表 II 甲、乙、共に月額給与を同一とし、甲は月額給与の2倍を、乙は5倍の賞与を支給、受給したときの負担割合の比較試算表 (円)

区	分	支給総額	健康保険料		料率合計
			従業員	事業主	
甲	給料(年)	250,000	10,790	10,790	8.3%
	賞料(年)	500,000	1,500	2,500	0.8%
	(計)(年)	3,500,000	130,980	131,980	
	(負担割合)		(3.7%)	(3.8%)	
乙	給料(年)	250,000	10,790	10,790	8.3%
	賞料(年)	1,250,000	3,750	6,250	0.8%
	(計)(年)	4,250,000	133,230	135,730	
	(負担割合)		(3.1%)	(3.2%)	

\* 甲、乙の所得格差にもかかわらず、甲、乙の保険料に大差がなく、負担割合は甲の方が大きくなっていることがわかる。

## 外取引報告書

内閣衆賀一〇四第一回

昭和六十一年四月十五日

昭和六十一年四月八日

提出者 草川 隆二

衆議院議長 坂田 道太殿

フィリピンに対する経済協力に関する質問

主意書

私はかねてより、我が國の海外経済協力の在り方について国会で取り上げてきた。特に、第九十四回国会の予算委員会において、田借款による田比合弁事業として行われたスーザック修理造船所の建設設計にかかる諸問題について政府の見解を求めたところである。

しかし、政府の答弁は不明確であり、まだ今日、「われをなカルロス疑惑が取られたされるなか、当事業に關係する我が国企業及び国際協力事業団(JICA)の果たした役割の解明が、今後我が國の経済協力の在り方を検討する上で極めて重要な事項である」として、次の事項について質問する。

一 JICAは、フィリピンを対象とした経済技術協力事業の調査をこれまでに何件行つてきたのか。また、これらの調査報告書の閲覧が可能なものはない。あるのか。いずれも数字をあげて説明されたい。まだ、閲覧できないものについては、どのような理由によるものか事業名をあげたうえ具体的に説明されたい。

二 昭和五十一年一月にJICAが実施したスーザック修理造船所建設設計に対する調査の結果、同事業の総費用をいくらに見積ったのか明らかにされた。もし、公表できない場合、その理由を詳しく説明されたい。

三 私は、昭和五十六年二月二十七日の衆議院予算委員会第一分科会において、海外経済協力におけるフィリピン・リティ・スタディの内容の公

ヘリコプターに対する経済協力に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

開と経過報告を求めた。これに対し政府は「先方政府から調査の内容いかんにより公表を差しとめてほしいという場合がある」と答弁している。スビック修理造船所建設計画に当たり、フィリピン政府より公表差しとめの要請はあるのか。あつた場合はいつ、どのような理由によるものであつたか説明されたい。

四 政府は、アキノ新政権に対しても、スビック修理造船所の軍事利用を認めないとの方針で望むのか見解を求む。また、借款の完済後もこの姿勢は変わらないか。

五 日本国内にある、いわゆるマルコス資産の凍結のため、フィリピン政府が我が国の裁判所に対し処分禁止の仮処分の申請手続を行つた場合、政府としては情報の提供などフィリピン政府に対し積極的に協力を用意はあるのか見解を求む。

右質問する。

内閣大臣臨時代理

國務大臣 江崎 真澄

衆議院議長 坂田 道太殿

衆議院議員草川昭三君提出フィリピンに対する経済協力に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

(1) 國際協力事業団が、昭和四十九年の設立以

一について

衆議院議員草川昭三君提出フィリピンに対する経済協力に関する質問に対する答弁書

来昭和五十九年度末までにフィリピンを対象として行つた開発調査は、八十件であり、うち報告書の閲覧が可能なものは三十九件である。

(2) 一部の報告書が非公表扱いとなつているのは、相手国政府との関係、国際協力事業団の実施する事業の円滑な推進、プロジェクトの公正な実施等の観点から、一定期間公表しないことが適当と認められるためである。なお、一定期間経過後、公表を制限すべき事由が消滅したと判断される場合は公表措置を執ることとなる。

二について

御指摘の総事業費見積りは、二百五十五億五千八百万円である。

三について

本件について、フィリピン政府から公表差止めの要請は受けていない。なお、当該報告書は、現在公表されている。

四について

政府の本件に対する立場は、フィリピンの新政権に対しても、また借款の完済後も、不変である。

五について

御指摘のような場合において、フィリピン政府から我が国政府に対し何らかの要請があれば、要請の内容を踏まえて、いかなる対応が可能か検討したい。

右答弁する。

明治三十五年三月三十一日  
機械便物認可

昭和六十一年四月十七日 衆議院会議録第二十一号(一)

六二六

# 官報号外

昭和六十一年四月十七日

## ○第一百四回 衆議院会議録 第二十一号(二)

[本号(一)参照]

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案  
右 国会に提出する。  
昭和六十一年三月七日

内閣総理大臣 中曾根康弘

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、最近における経済的環境の変化に対処して、経済社会の基盤の充実に資する特定施設の整備を民間事業者の能力を活用して促進するための措置を講ずることにより、国民経済及び地域社会の健全な発展を図り、あわせて国際経済交流等の促進に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において「特定施設」とは、次に掲げる施設(これらの施設に附帯する駐車場、緑化施設、係留施設その他の構築物を含む。)をいう。

目次	
第一章 総則(第一条・第二条)	
第二章 特定施設の整備の促進(第三条—第十一条)	
第三章 産業基盤信用基金	
第一節 総則(第十四条—第二十二条)	
第二節 設立(第二十三条—第二十七条)	
第三節 管理(第二十八条—第三十九条)	
第四節 業務(第四十条—第四十一条)	
第五節 財務及び会計(第四十三条—第五十一条)	
第六節 監督(第五十二条—第五十三条)	
第七節 補則(第五十四条—第五十六条)	
第四章 雑則(第五十七条—第五十九条)	
第五章 罰則(第六十条—第六十四条)	
附則	

二 電気通信業及び放送業(有線放送業を含む。以下この条において同じ。)の技術その他電気通信に係る電波の利用技術のうち郵政省の所掌に係るもの(以下この号において「電気通信業等の技術」という。)に関する研究開発を効果的に行うための施設であつて次の施設を一括して「電気通信業等の技術に関する研究開発を行うための施設であつて二以上の者が利用する構造及び設備を有するもの

口 電気通信業等の技術に関する研究開発の推進及びその成果の普及を図るために会議場施設、研修施設その他の共同利用施設であつて次の施設が併せて設置されるもの

イ 情報処理の事業の業務を行つたための多様な機能を有する施設であつて広く一般の需要に応ずるためのもの

ロ 展示施設、研修施設その他の共同利用施設

四 電気通信業及び放送業の発達その他電波の利用の促進を図るために施設であつて次の施設が併せて設置されるもの

イ 電気通信業又は放送業の業務を行つたための多様な機能を有する施設であつて広く一般の需要に応ずるためのもの

ロ 展示施設、研修施設その他の共同利用施設

五 外国との経済交流等の促進を図るために設置される次の施設

イ 國際見本市場施設

六 港湾の利用の高度化を図るために設置される次の施設

イ 旅客その他の港湾を利用する者の利便を増進するための旅客ターミナル施設

ハ 工業技術に関する研究開発の成果又は技術情報の提供又は交換のための展示施設、会議場施設その他の施設

二 工業技術に関する研究開発及びその企業化を行うための事業場として相当数の企業等に利用させるための施設

- 二 電気通信業及び放送業(有線放送業を含む。以下この条において同じ。)の技術その他電気通信に係る電波の利用技術のうち郵政省の所掌に係るもの(以下この号において「電気通信業等の技術」という。)に関する研究開発を効果的に行うための施設であつて次の施設を一括して「電気通信業等の技術に関する研究開発を行うための施設であつて二以上の者が利用する構造及び設備を有するもの
- 同利用設備を備えたもの
- この法律において「特定都市開発地区」とは、この法律において「特定港湾開発地区」とは、第七条第一項の規定により指定された地区をいい、「特定港湾開発地区」とは第八条第一項の規定により指定された地区をいう。
- 第二章 特定施設の整備の促進
- 第三条 主務大臣は、前条第一項各号に掲げる特定施設ごとに、民間事業者の能力を活用してその整備を促進するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めなければならない。
- 二 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
1. 基本指針
2. 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
3. 基本指針
3. 基本指針
4. 基本指針
4. 基本指針
5. 基本指針
5. 基本指針
6. 基本指針
6. 基本指針
7. 基本指針
7. 基本指針
8. 基本指針
8. 基本指針
9. 基本指針
9. 基本指針
10. 基本指針
10. 基本指針
11. 基本指針
11. 基本指針
12. 基本指針
12. 基本指針
13. 基本指針
13. 基本指針
14. 基本指針
14. 基本指針
15. 基本指針
15. 基本指針
16. 基本指針
16. 基本指針
17. 基本指針
17. 基本指針
18. 基本指針
18. 基本指針
19. 基本指針
19. 基本指針
20. 基本指針
20. 基本指針
21. 基本指針
21. 基本指針
22. 基本指針
22. 基本指針
23. 基本指針
23. 基本指針
24. 基本指針
24. 基本指針
25. 基本指針
25. 基本指針
26. 基本指針
26. 基本指針
27. 基本指針
27. 基本指針
28. 基本指針
28. 基本指針
29. 基本指針
29. 基本指針
30. 基本指針
30. 基本指針
31. 基本指針
31. 基本指針
32. 基本指針
32. 基本指針
33. 基本指針
33. 基本指針
34. 基本指針
34. 基本指針
35. 基本指針
35. 基本指針
36. 基本指針
36. 基本指針
37. 基本指針
37. 基本指針
38. 基本指針
38. 基本指針
39. 基本指針
39. 基本指針
40. 基本指針
40. 基本指針
41. 基本指針
41. 基本指針
42. 基本指針
42. 基本指針
43. 基本指針
43. 基本指針
44. 基本指針
44. 基本指針
45. 基本指針
45. 基本指針
46. 基本指針
46. 基本指針
47. 基本指針
47. 基本指針
48. 基本指針
48. 基本指針
49. 基本指針
49. 基本指針
50. 基本指針
50. 基本指針
51. 基本指針
51. 基本指針
52. 基本指針
52. 基本指針
53. 基本指針
53. 基本指針
54. 基本指針
54. 基本指針
55. 基本指針
55. 基本指針
56. 基本指針
56. 基本指針
57. 基本指針
57. 基本指針
58. 基本指針
58. 基本指針
59. 基本指針
59. 基本指針
60. 基本指針
60. 基本指針
61. 基本指針
61. 基本指針
62. 基本指針
62. 基本指針
63. 基本指針
63. 基本指針
64. 基本指針
64. 基本指針
65. 基本指針
65. 基本指針
66. 基本指針
66. 基本指針
67. 基本指針
67. 基本指針
68. 基本指針
68. 基本指針
69. 基本指針
69. 基本指針
70. 基本指針
70. 基本指針
71. 基本指針
71. 基本指針
72. 基本指針
72. 基本指針
73. 基本指針
73. 基本指針
74. 基本指針
74. 基本指針
75. 基本指針
75. 基本指針
76. 基本指針
76. 基本指針
77. 基本指針
77. 基本指針
78. 基本指針
78. 基本指針
79. 基本指針
79. 基本指針
80. 基本指針
80. 基本指針
81. 基本指針
81. 基本指針
82. 基本指針
82. 基本指針
83. 基本指針
83. 基本指針
84. 基本指針
84. 基本指針
85. 基本指針
85. 基本指針
86. 基本指針
86. 基本指針
87. 基本指針
87. 基本指針
88. 基本指針
88. 基本指針
89. 基本指針
89. 基本指針
90. 基本指針
90. 基本指針
91. 基本指針
91. 基本指針
92. 基本指針
92. 基本指針
93. 基本指針
93. 基本指針
94. 基本指針
94. 基本指針
95. 基本指針
95. 基本指針
96. 基本指針
96. 基本指針
97. 基本指針
97. 基本指針
98. 基本指針
98. 基本指針
99. 基本指針
99. 基本指針
100. 基本指針
100. 基本指針
101. 基本指針
101. 基本指針
102. 基本指針
102. 基本指針
103. 基本指針
103. 基本指針
104. 基本指針
104. 基本指針
105. 基本指針
105. 基本指針
106. 基本指針
106. 基本指針
107. 基本指針
107. 基本指針
108. 基本指針
108. 基本指針
109. 基本指針
109. 基本指針
110. 基本指針
110. 基本指針
111. 基本指針
111. 基本指針
112. 基本指針
112. 基本指針
113. 基本指針
113. 基本指針
114. 基本指針
114. 基本指針
115. 基本指針
115. 基本指針
116. 基本指針
116. 基本指針
117. 基本指針
117. 基本指針
118. 基本指針
118. 基本指針
119. 基本指針
119. 基本指針
120. 基本指針
120. 基本指針
121. 基本指針
121. 基本指針
122. 基本指針
122. 基本指針
123. 基本指針
123. 基本指針
124. 基本指針
124. 基本指針
125. 基本指針
125. 基本指針
126. 基本指針
126. 基本指針
127. 基本指針
127. 基本指針
128. 基本指針
128. 基本指針
129. 基本指針
129. 基本指針
130. 基本指針
130. 基本指針
131. 基本指針
131. 基本指針
132. 基本指針
132. 基本指針
133. 基本指針
133. 基本指針
134. 基本指針
134. 基本指針
135. 基本指針
135. 基本指針
136. 基本指針
136. 基本指針
137. 基本指針
137. 基本指針
138. 基本指針
138. 基本指針
139. 基本指針
139. 基本指針
140. 基本指針
140. 基本指針
141. 基本指針
141. 基本指針
142. 基本指針
142. 基本指針
143. 基本指針
143. 基本指針
144. 基本指針
144. 基本指針
145. 基本指針
145. 基本指針
146. 基本指針
146. 基本指針
147. 基本指針
147. 基本指針
148. 基本指針
148. 基本指針
149. 基本指針
149. 基本指針
150. 基本指針
150. 基本指針
151. 基本指針
151. 基本指針
152. 基本指針
152. 基本指針
153. 基本指針
153. 基本指針
154. 基本指針
154. 基本指針
155. 基本指針
155. 基本指針
156. 基本指針
156. 基本指針
157. 基本指針
157. 基本指針
158. 基本指針
158. 基本指針
159. 基本指針
159. 基本指針
160. 基本指針
160. 基本指針
161. 基本指針
161. 基本指針
162. 基本指針
162. 基本指針
163. 基本指針
163. 基本指針
164. 基本指針
164. 基本指針
165. 基本指針
165. 基本指針
166. 基本指針
166. 基本指針
167. 基本指針
167. 基本指針
168. 基本指針
168. 基本指針
169. 基本指針
169. 基本指針
170. 基本指針
170. 基本指針
171. 基本指針
171. 基本指針
172. 基本指針
172. 基本指針
173. 基本指針
173. 基本指針
174. 基本指針
174. 基本指針
175. 基本指針
175. 基本指針
176. 基本指針
176. 基本指針
177. 基本指針
177. 基本指針
178. 基本指針
178. 基本指針
179. 基本指針
179. 基本指針
180. 基本指針
180. 基本指針
181. 基本指針
181. 基本指針
182. 基本指針
182. 基本指針
183. 基本指針
183. 基本指針
184. 基本指針
184. 基本指針
185. 基本指針
185. 基本指針
186. 基本指針
186. 基本指針
187. 基本指針
187. 基本指針
188. 基本指針
188. 基本指針
189. 基本指針
189. 基本指針
190. 基本指針
190. 基本指針
191. 基本指針
191. 基本指針
192. 基本指針
192. 基本指針
193. 基本指針
193. 基本指針
194. 基本指針
194. 基本指針
195. 基本指針
195. 基本指針
196. 基本指針
196. 基本指針
197. 基本指針
197. 基本指針
198. 基本指針
198. 基本指針
199. 基本指針
199. 基本指針
200. 基本指針
200. 基本指針
201. 基本指針
201. 基本指針
202. 基本指針
202. 基本指針
203. 基本指針
203. 基本指針
204. 基本指針
204. 基本指針
205. 基本指針
205. 基本指針
206. 基本指針
206. 基本指針
207. 基本指針
207. 基本指針
208. 基本指針
208. 基本指針
209. 基本指針
209. 基本指針
210. 基本指針
210. 基本指針
211. 基本指針
211. 基本指針
212. 基本指針
212. 基本指針
213. 基本指針
213. 基本指針
214. 基本指針
214. 基本指針
215. 基本指針
215. 基本指針
216. 基本指針
216. 基本指針
217. 基本指針
217. 基本指針
218. 基本指針
218. 基本指針
219. 基本指針
219. 基本指針
220. 基本指針
220. 基本指針
221. 基本指針
221. 基本指針
222. 基本指針
222. 基本指針
223. 基本指針
223. 基本指針
224. 基本指針
224. 基本指針
225. 基本指針
225. 基本指針
226. 基本指針
226. 基本指針
227. 基本指針
227. 基本指針
228. 基本指針
228. 基本指針
229. 基本指針
229. 基本指針
230. 基本指針
230. 基本指針
231. 基本指針
231. 基本指針
232. 基本指針
232. 基本指針
233. 基本指針
233. 基本指針
234. 基本指針
234. 基本指針
235. 基本指針
235. 基本指針
236. 基本指針
236. 基本指針
237. 基本指針
237. 基本指針
238. 基本指針
238. 基本指針
239. 基本指針
239. 基本指針
240. 基本指針
240. 基本指針
241. 基本指針
241. 基本指針
242. 基本指針
242. 基本指針
243. 基本指針
243. 基本指針
244. 基本指針
244. 基本指針
245. 基本指針
245. 基本指針
246. 基本指針
246. 基本指針
247. 基本指針
247. 基本指針
248. 基本指針
248. 基本指針
249. 基本指針
249. 基本指針
250. 基本指針
250. 基本指針
251. 基本指針
251. 基本指針
252. 基本指針
252. 基本指針
253. 基本指針
253. 基本指針
254. 基本指針
254. 基本指針
255. 基本指針
255. 基本指針
256. 基本指針
256. 基本指針
257. 基本指針
257. 基本指針
258. 基本指針
258. 基本指針
259. 基本指針
259. 基本指針
260. 基本指針
260. 基本指針
261. 基本指針
261. 基本指針
262. 基本指針
262. 基本指針
263. 基本指針
263. 基本指針
264. 基本指針
264. 基本指針
265. 基本指針
265. 基本指針
266. 基本指針
266. 基本指針
267. 基本指針
267. 基本指針
268. 基本指針
268. 基本指針
269. 基本指針
269. 基本指針
270. 基本指針
270. 基本指針
271. 基本指針
271. 基本指針
272. 基本指針
272. 基本指針
273. 基本指針
273. 基本指針
274. 基本指針
274. 基本指針
275. 基本指針
275. 基本指針
276. 基本指針
276. 基本指針
277. 基本指針
277. 基本指針
278. 基本指針
278. 基本指針
279. 基本指針
279. 基本指針
280. 基本指針
280. 基本指針
281. 基本指針
281. 基本指針
282. 基本指針
282. 基本指針
283. 基本指針
283. 基本指針
284. 基本指針
284. 基本指針
285. 基本指針
285. 基本指針
286. 基本指針
286. 基本指針
287. 基本指針
287. 基本指針
288. 基本指針
288. 基本指針
289. 基本指針
289. 基本指針
290. 基本指針
290. 基本指針
291. 基本指針
291. 基本指針
292. 基本指針
292. 基本指針
293. 基本指針
293. 基本指針
294. 基本指針
294. 基本指針
295. 基本指針
295. 基本指針
296. 基本指針
296. 基本指針
297. 基本指針
297. 基本指針
298. 基本指針
298. 基本指針
299. 基本指針
299. 基本指針
300. 基本指針
300. 基本指針
301. 基本指針
301. 基本指針
302. 基本指針
302. 基本指針
303. 基本指針
303. 基本指針
304. 基本指針
304. 基本指針
305. 基本指針
305. 基本指針
306. 基本指針
306. 基本指針
307. 基本指針
307. 基本指針
308. 基本指針
308. 基本指針
309. 基本指針
309. 基本指針
310. 基本指針
310. 基本指針
311. 基本指針
- 3



(資金の確保等)

第十一條 国及び地方公共団体(港務局を含む。以下第十三条までにおいて同じ。)は、認定計画に係る特定施設の整備の事業を実施するのに必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

(公共施設の整備)

第十二条 国及び地方公共団体は、特定都市開発地区又は特定港湾開発地区的開発整備の方針の達成に資するために必要な公共施設又は港湾法第二条第五項の港湾施設の整備の促進に配するものとする。

(指導及び助言)

第十三条 国及び地方公共団体は、認定事業者に対する、認定計画に従つて行われる特定施設の整備に關し技術的な指導及び助言を行うものとする。

第三章 産業基盤信用基金

第一節 総則

(目的)

第十四条 産業基盤信用基金は、民間事業者による特定産業基盤施設(第二条第一項第一号及び第五号に掲げる特定施設をいう。以下同じ。)の整備を促進するため、これに必要な資金の借入滑にすることを目的とする。

(法人格)

第十五条 産業基盤信用基金(以下「基金」といふ。)は、法人とする。

(資本金)

第十六条 基金は、一を限り、設立されるものとする。

第十七条 基金の資本金は、その設立に際し、日本開発銀行及び日本開発銀行以外の者が出資する額の合計額とする。

2 基金は、必要があるときは、大蔵大臣及び通産業大臣の認可を受けて、その資本金を増加

することができる。

(持分の払戻し等の禁止)

第十八条 基金は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 基金は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(持分の譲渡等)

第十九条 日本開発銀行以外の出資者は、その持分を譲渡することができる。

2 取得者について第五十四条第二項各号に掲げる事項を出資者原簿に記載した後でなければ、基金その他の第三者に対抗することができない。

(名称)

第二十条 基金は、その名称中に産業基盤信用基金という文字を用いないなければならない。

2 基金でない者は、その名称中に産業基盤信用基金という文字を用いてはならない。

(登記)

第二十一条 基金は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(民法の適用)

第二十二条 民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(民法の準用)

第二十三条 基金を設立するには、産業又は金融に関する知識経験を有する者十五人以上が発起人として準用する。

(第二節 設立)

(発起人)

第二十四条 基金を設立するには、産業又は金融に関する知識経験を有する者十五人以上が発起人となることを必要とする。

(資本金)

第二十五条 基金の資本金は、その設立に際し、日本開発銀行及び日本開発銀行以外の者が出資する。

3 前項の事業計画書に記載すべき事項は、大蔵省令、通商産業省令で定める。

(設立の認可等)

第二十四条 発起人は、前条第二項の規定による募集が終わつたときは、定款及び事業計画書の大蔵大臣及び通商産業大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第二十五条 大蔵大臣及び通商産業大臣は、設立の認可をしようとするときは、前条の規定による認可の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

一 設立の手続並びに定款及び事業計画書の内容が法令の規定に適合するものであること。

二 定款又は事業計画書に虚偽の記載がないこと。

三 事業の運営が健全に行われ、特定産業基盤施設の整備の促進に寄与する事が確実であると認められること。

四 資本金、出資及び資産に関する事項

五 役員に関する事項

六 評議員会に関する事項

七 事務所の所在地

八 財務及び会計に関する事項

九 定款の変更に関する事項

十 公告の方法

十一 基金の定款の変更は、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

十二 計算の方法

十三 事務の引継ぎ

第十六条 前条第二項の規定により理事長となるべき者が指名されたときは、発起人は、選挙なく、その事務を理事長となるべき者に引き継がなければならない。

14 理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、選挙なく、日本開発銀行及び出資の募集に応じた日本開発銀行以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

(設立の登記)

(役員の任命)

第十七条 理事長及び監事は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、

2 商業大臣が任命する。

3 監事は、基金の業務を監査する。

4 監事は、監事の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は大蔵大臣及び通商産業大臣に意見を提出することができる。

(登記をしなければならない。)

2 基金は、設立の登記をすることによつて成立する。

第三節 管理

第二十八条 基金の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資本金、出資及び資産に関する事項

五 役員に関する事項

六 評議員会に関する事項

七 業務及びその執行に関する事項

八 財務及び会計に関する事項

九 定款の変更に関する事項

十 公告の方法

十一 基金の定款の変更は、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

十二 計算の方法

十三 事務の引継ぎ

第十八条 前条第二項の規定により理事長となるべき者が指名されたときは、発起人は、選挙なく、その事務を理事長となるべき者に引き継がなければならない。

14 理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、選挙なく、日本開発銀行及び出資の募集に応じた日本開発銀行以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

(設立の登記)

(役員の任命)

第十九条 理事長及び監事は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、

2 商業大臣が任命する。

3 監事は、基金の業務を監査する。

4 監事は、監事の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は大蔵大臣及び通商産業大臣に意見を提出することができる。

受け、理事長が任命する。

(役員の任期)

第三十二条 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第三十三条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

(役員の解任)

第三十四条 大蔵大臣及び通商産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 大蔵大臣及び通商産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。  
二 職務上の義務違反があるとき。  
三 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(役員の兼職禁止)

第三十五条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら當利事業に従事してはならない。ただし、大蔵大臣及び通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

第三十六条 基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。(代表権の制限)

この場合には、監事が基金を代表する。

(評議員会)

第三十七条 基金に、その運営に関する重要な事項を審議する機関として、評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員二十人以内で組織する。

3

評議員は、産業又は金融に関し学識経験を有する者うちから、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(職員の任命)

第三十八条 基金の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第三十九条 基金の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用について、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四十条 基金は、第十四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 認定計画に係る特定産業基盤施設の整備の事業に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。

二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

三 基金は、第十七条第一項の規定により出資された金額及び同条第二項の認可を受けた場合において出資された金額と基金が負担する保証債務の弁済に充てることを条件として日本開発銀行以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額（毎事業年度の損益計算上利益又は損失が生じたときは、その利益又は損失の額により増加し、又は減少した金額）をもつて前項第一号の業務の資金に充てるものとする。

(業務の委託)

第四十一条 基金は、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、その業務（債務の保証の決定を除く。）の一部を日本開発銀行その他の金融機関に委託することができる。

2 日本開発銀行その他の金融機関は、他の法律の規定にかかるわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関の役員又は職員で、当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用について

は、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務方法書)

第四十二条 基金は、業務の開始前に、業務方法書を作成し、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しなければならないときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、第四十条第一項第一号の業務の方法その他の大蔵省令、通商産業省令で定める事項を定めておかなければならぬ。

3 第四十三条 基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第四十四条 基金は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第四十五条 基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」といいう。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に大蔵大臣及び通商産業大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 基金は、前項の規定により財務諸表を大蔵大臣及び通商産業大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。（余裕金の運用）

(借入金)

第四十九条 基金は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

2 基金は、前項の規定により財務諸表を大蔵大臣及び通商産業大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。（余裕金の運用）

4 基金は、次の方法によるほか、業務

(利益及び損失の処理)

第四十七条 基金は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その不足額にて整理し、なお不足があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 基金は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前事業年度による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、これを引き換えることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、これを引き換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

2 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。



して、同条の刑を科する。

第六十三条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした基金の役員は、十万円以下の過料に処する。

一 第三章の規定により大蔵大臣及び通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第二十二条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第四十一条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第四十九条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第五十二条第二項の規定による大蔵大臣及び通商産業大臣の命令に違反したとき。

六 第四十四条 第二十二条第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条（地方税法第七十二条の五第五項第四号の改正規定に限る。）及び附則第十条から第十三条までの規定並びに附則第十四条の規定（通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五条）第四条第二十八号の改正規定に限る。）は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（この法律の廃止）

第二条 この法律は、この法律の施行の日から十年以内に廃止するものとする。  
（名称の使用制限等に関する経過措置）  
第三条 この法律の施行の際にその名称中に産業基盤信用基金という文字を用いている者については、第二十条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第四条 基金の最初の事業年度は、第四十三条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌

年三月三十一日に終わるものとする。

第五条 基金の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第四十四条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「基金の成立後に遅滞なく」とする。

（基金に対する日本開発銀行の出資）

第六条 日本開発銀行は、日本開発銀行法（昭和二十六年法律第百八号）第十八条第一項の規定にかかるわらず、大蔵大臣の認可を受けて、基金に出資することができる。

2 前項の規定により日本開発銀行が出資する場合においては、日本開発銀行法第十八条の二第二項中「出資」とあるのは「出資及び民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（以下「特定施設整備法」といいう。）附則第六条第一項の規定により行う出資」と、同法第五十五条第一号中「場合」とあるのは「規定により大蔵大臣の認可を受けなければならない場合」と、同条第四号中「規定する業務」とあるのは「規定により特定期間の臨時措置法（以下「特定施設整備法」といいう。）附則第六条第一項の規定による出資」とする。

6 前項の規定により特定基金が解散する場合は、特定基金の解散日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

7 第五条の規定により特定基金が解散する場合には、特定基金の解散日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書について、なお從前の例による。

この場合において、必要な経過措置その他の事項は、大蔵省令、通商産業省令で定める。

8 第五項の規定により基金が特定基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際ににおける日本開発銀行及び日本開発銀行以外の者の出資金に相当する金額は、それぞれ、基金の設立に際し、日本開発銀行及び日本開発銀行以外の者から基金に出資されたものとみなす。

9 第五項の規定により基金が特定基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際ににおける日本開発銀行以外の者の特定基金に対する出金に相当する金額は、基金の設立に際し、基金が負担する保証債務の弁済に充てることを条件として日本開発銀行以外の者から出えんされたものとみなす。

4 特定基金は、前項の認可があつたときは、特定産業構造改善臨時措置法（昭和五十三年法律第四十四号。以下「構造改善法」という。）第十七条第一項の規定にかかるわらず、第二項に規定する請求をした者に対し、当該認可を受けた発起人の申請に係る第二十五条第一項の認可があつた後遅滞なく、その持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、特定基金は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

5 第三项の認可があつたときは、特定基金の一切の権利及び義務は、基金の成立の時において基金に承継されるものとし、特定基金は、その時において解散するものとする。この場合においては、構造改善法中特定基金の解散に関する規定は、適用しない。

6 前項の規定により特定基金が解散する場合は、特定基金の解散日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

7 第五条の規定により特定基金が解散する場合には、特定基金の解散日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書について、なお從前の例による。

この場合において、必要な経過措置その他の事項は、大蔵省令、通商産業省令で定める。

8 第五項の規定により基金が特定基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際ににおける日本開発銀行及び日本開発銀行以外の者の出資金に相当する金額は、それぞれ、基金の設立に際し、日本開発銀行及び日本開発銀行以外の者から基金に出資されたものとみなす。

9 第五項の規定により基金が特定基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際ににおける日本開発銀行以外の者の特定基金に対する出金に相当する金額は、基金の設立に際し、基金が負担する保証債務の弁済に充てることを条件として日本開発銀行以外の者から出えんされたものとみなす。

10 第三項の認可があつたときは、基金の理事長となるべき者は、第二十六条第二項の規定にかかるわらず、日本開発銀行に対し出資金の払込みを求めることが要せず、出資金の払込みがなされた場合においても遅滞なく、第二十七条第一項の政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

11 大蔵大臣及び通商産業大臣は、第三項の認可を受けた基金の発起人が第二十四条第一項の規定により認可を申請する場合のほかは、第二十五条第一項の認可はしないものとする。ただし、この法律の施行の日から五月を経過する日後においては、この限りでない。

12 第五項の規定により特定基金が解散した場合における解散の登記については、政令で定められた。

（基金の行う設備処理促進業務等）

第八条 基金は、前条第五項の規定により特定基金の権利及び義務を承継したときは、第四十条第一項各号に掲げる業務のほか、昭和六十三年六月三十日（同日までに構造改善法が廃止された場合には、構造改善法の廃止の日の前日）までの間、構造改善法第三十九条第二項に規定するところにより行われる同条第一項に規定する業務（以下「設備処理促進業務」という。）を行ふ。

2 基金は、前項に規定する日以前に締結した債務保証契約に係る設備処理促進業務については、同項の規定にかかるわらず、同項に規定する日後も引き続きこれを行うことができる。

3 前二項の規定により基金が設備処理促進業務を行いう場合においては、第四十条第二項中「前項第一号の業務」とあるのは「前項第一号の業務及び特定産業構造改善臨時措置法（昭和五十三年法律第四十四号。以下第六十三条までにおいて「構造改善法」という。）第三十九条第二項に規定するところにより行われる同条第一項第一号の業務」と、第五十二条第二項並びに第五十三条第一項及び第二項中「この法律」とあるのは







消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案

右  
国会に提出する。

昭和六十一年三月十四日

内閣総理大臣 中曾根康弘

消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律

(消費生活用製品安全法の一部改正)  
第一条 消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一条)の一部を次のように改正する。

目次中「第二款 製造事業者の登録及び第一種特定製品の型式等(第八条第一項の五)」

第五条を「第三款 指定検定機関(第三十二条の五)」

の二(第三十二条の五の十五)」に改める。

第四条第一項第一号中「主務大臣」の下に「又は主務大臣が指定する者(以下「指定検定機関」という。)」を加える。

第六条及び第七条中「主務大臣」の下に「又は指定検定機関」を加える。

第二十三条第一項中「次条」の下に「第二十四条の二第二項」を加え、同条第三項に次ただし書を加える。

ただし、第二十四条の二第一項の試験に合格した第一種特定製品について第一項の承認を受けようとするときは、当該試験に合格したことを証する書面を添えることをもつて足りる。

第二十四条中「次の各号」の下に「(次条第一項の試験に合格したこと)を証する書面を添えてある場合は、第二号」を加え、同条の次に次の条を加える。  
(指定検定機関の試験)

第二十四条の二 登録製造事業者は、主務省令で定める型式の第一種特定製品については、

指定検定機関の行う試験を受けることができる。

前項の試験を受けようとする登録製造事業者は、主務省令で定める区分に従い、次の事項を記載した申請書に第二十三条第三項の主務省令で定める数量の試験用の第一種特定製品及び同項の主務省令で定める書類を添えて、指定検定機関に提出しなければならない。

三 その業務を行う役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある者

イ 第一号に該当する者

ロ 第三十二条の五の十一の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

(指定の基準)

第三十二条の五の四 主務大臣は、第四条第一項第一号の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 主務省令で定める機械器具その他の設備を用いて検定等を行うものであること。

二 主務省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が検定等を実施し、その数が

主務省令で定める数以上であること。

三 民法明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であつて、その役員又は社員の構成が検定等の公

正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 検定等の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて検定等が不公正になるおそれがないものであること。

五 検定等の業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有するものであること。

六 その指定をすることによつて申請に係る検定等の適確かつ円滑な実施を阻害することとなるないこと。

(業務の休廃止)

第三十二条の五の八 指定検定機関は、主務大臣の許可を受けなければ、検定等の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(事業計画等)

第三十二条の五の九 指定検定機関は、毎事業年度開始前に(第四条第一項第一号の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定検定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

下「検定員」という。に検定者を実施させなければならぬ。

(事業所の変更の届出)

第三十二条の五の六 指定検定機関は、検定等を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、主務大臣に届け出なければならない。

(業務規程)

第三十二条の五の七 指定検定機関は、検定等の業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、主務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときは、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、主務省令で定める。

3 主務大臣は、第一項の認可をした業務規程が検定等の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(検定等の義務)

第三十二条の五の八 指定検定機関は、主務大臣の許可を受けなければ、検定等の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(事業計画等)

第三十二条の五の九 指定検定機関は、毎事業年度開始前に(第四条第一項第一号の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定検定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

(役員の選任及び解任)

第三十二条の五の十 指定検定機関の役員の選

2 前項の試験を受けようとする登録製造事業者は、主務省令で定める区分に従い、次の事項を記載した申請書に第二十三条第三項の主務省令で定める数量の試験用の第一種特定製品及び同項の主務省令で定める書類を添えて、指定検定機関に提出しなければならない。

3 第二款 製造事業者の登録及び第一種特定製品の型式等(第八条第一項の五)の二(第三十二条の五の十五)」

に改める。

4 第二十三条第一項中「次条」の下に「第二十四条の二第二項」を加え、同条第三項に次ただし書を加える。

5 第二十三条の二第二項中「第二十一条」の下に「第二十四条の二」を加える。

6 第二十三条第一項第一号中「主務大臣」の下に「又は主務大臣が指定する者(以下「指定検定機関」という。)」を加える。

7 第二十三条第一項中「主務大臣」の下に「又は指定検定機関」を加える。

8 第二十三条第一項中「次条」の下に「第二十四条の二第二項」を加え、同条第三項に次ただし書を加える。

9 第二十三条の二第二項及び第九十九条の二第一号において「検定等」という。を行おうとする者の申請により行う。

10 第二十三条の五の三 次の各号の一に該当する者は、第四条第一項第一号の指定を受けることができない。

11 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

12 二 第二十三条の五の十四の規定により指定検定機関は、検定等を行うときは、前条第一号に規定する機械器具その他の設備を使用し、かつ、同条第二号に規定する者(以



昭和六十一年四月十七日 衆議院会議録第二十一号

消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案及び同報告書

二十三条第一項若しくは第三十二条の四第一項の承認、第二十五条第一項（第三十二条の四第二項において準用する場合を含む。）の承認の更新若しくは登録証の訂正若しくは再交付を受け又は協会に対し登録簿の謄本の交付若しくは登録簿の閲覧を請求しようとする者の納付するものについては協会の、指定検定機関が行う検定等を受けようとする者の納付するものについては当該指定検定機関の、その他の者の納付するものについては国庫に改める。

第八十八条第一項中第五号を第九号とし、第四号を第八号とし、同号の前に次の三号を加えき。

五 第三十二条の五の六の規定による届出があつたとき。

六 第三十二条の五の八の許可をしたとき。

七 第三十二条の五の十四の規定により指定を取り消し、又は業務の停止を命じたとき。

第八十八条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 第四条第一項第一号の指定をしたとき。

第九十条第一項中「又は第三十二条の五」を「第三十二条の五、第三十二条の五の十一又は第三十二条の五の十四」に改める。

第九十一条第一項中「協会がした処分」を「協会又は指定検定機関の処分等」に改め、同条中「協会がした」を「協会が行う」に改め、「事務」の下に「又は指定検定機関が行う検定」を加え、「処分に」を「処分又は不作為について」に改める。

第九十五条第一項第一号中「第八十四条」を「第八十四条第一項」に改め、同項第三号中「による検定」の下に「同節第三款の規定による指定期定機関の指定」を加え、「及び第二項」を「から第三項まで」に、「第八十四条」を「第八十四条第一項及び第二項」に改める。

第九十七条中「三十万円」を「五十万円」に改め。

め、同条の次に次の二条を加える。

第九十七条の二 第三十二条の五の十四の規定による業務の停止の命令に違反した場合には、その違反行為をした指定検定機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第九十八条中「十万円」を「三十万円」に改め。

第九十九条中「五万円」を「二十万円」に改め。

同条第一号中「第八十三条」を「第八十三条第一項又は第二項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第九十九条の二 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした指定検定機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第三十二条の五の八の許可を受けないで検定等の業務の全部を廃止したとき。

二 第三十二条の五の十五の規定に違反して同条に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 第八十三条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第八十四条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

五百条中「五万円」を「二十万円」に改める。

第一百条中「三万円」を「十万円」に改める。

五百条中「行なつた」を「行つた」に改め、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号中「行なわなかつた」を「行わなかつた」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 第七十二条第一項の規定に違反して財務諸表を提出せず、又は虚偽の記載をした財

(指定の基準)

務諸表を提出したとき。

第百四条中「二万円」を「五万円」に改める。

(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の一部改正)

第六二八

(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の一部改正)

第二条 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和四十六年法律第百七号)の一部を次のように改正する。

第八条中第三項を削り、第四項を第三項とし、同条の次に次の十七条を加える。

第一項の指定を受けた者がなく、かつ、同項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三百四条の規定により設立された法人であること。

四 試験事務以外の業務を行っている場合に

は、その業務を行うことによつて試験事務が不公正になるおそれがないものであること。

五 その業務を行つてゐる場合に

は、その業務を行つてゐる場合に

<div data-bbox="797 44

属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けるなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

(役員の選任及び解任)

第八条の八 指定試験機関の役員の選任及び解任は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の解任命令)

第八条の九 通商産業大臣は、指定試験機関の役員が、この法律(この法律に基づく処分を含む)若しくは試験事務規程に違反したとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができ

(試験員)

第八条の十 指定試験機関は、試験事務を行うときは、公害防止管理者又は公害防止主任管理者として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、試験員に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験員を選任しようとすることは、通商産業省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験員を選任したときは、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣にその旨を届け出なければならぬ。試験員に変更があつたときも、同様とする。

4 前条の規定は、試験員に準用する。

(秘密保持義務等)

第八条の十一 指定試験機関の役員若しくは職

員(試験員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第八条の十二 通商産業大臣は、指定試験機関が第八条の四各号(第三号を除く。以下この項において同じ。)の一に適合しなくなつたと認めるときは、指定試験機関に対し、当該各号に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 通商産業大臣は、前項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第八条の十三 通商産業大臣は、指定試験機関が第八条の四第三号に適合しなくなつたときは、第八条の二第一項の指定を取り消さなければならない。

2 通商産業大臣は、指定試験機関が次の各号の一に該当するときは、第八条の二第一項の指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第八条の三第二号に該当するに至つたとき。

二 第八条の五第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

三 第八条の五第二項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

四 第八条の五第三項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行うことをとるとき。

五 第八条の五第四項において準用する場合を含む。)又はその不作為について不服がある者は、通商産業大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による審査請求をすることができる。

(通商産業大臣による試験事務の実施等)

第八条の十七 通商産業大臣は、指定試験機関が第八条の大の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第八条の十三第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたと

員(試験員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して必要がある

ことと認めるときは、試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

四 第八条の六、第八条の七、第八条の十第一項から第三項まで又は次条の規定に違反したとき。

五 不正の手段により第八条の二第一項の指定を受けたとき。

(帳簿の記載)

第八条の十四 指定試験機関は、帳簿を備え、試験事務に關し通商産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、通商産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

(聴聞)

第八条の十五 通商産業大臣は、第八条の九第八条の十第四項において準用する場合を含む。)又は第八条の十三の規定による処分をして相当な期間を置いて予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

(公示)

第八条の十八 通商産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第八条の二第一項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

二 第八条の六の許可をしたとき。

三 第八条の十三の規定により指定を取り消し、又は同条第二項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(公示)

第八条の十九 第十一条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定試験機関に対し、その業務又は經理の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第十二条の次に次の二条を加える。

三 第八条の五第三項、第八条の九(第八条の十第四項において準用する場合を含む。)又は前条の規定による命令に違反したとき。

四 第八条の五第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

五 第八条の五第二項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

六 第八条の五第三項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行うことをとるとき。

七 第八条の五第四項において準用する場合を含む。)又はその不作為について不服がある者は、通商産業大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による審査請求をすることができる。

(通商産業大臣による試験事務の実施等)

第八条の十七 通商産業大臣は、指定試験機関が第八条の大の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第八条の十三第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたと



の全部又は一部の休止又は廃止により試験事務の適正かつ確実な実施が損なわれるおそれがないと認めるときでなければ、前項の許可をしてはならない。

3 通商産業大臣は、第一項の許可をしようとするときは、関係委任都道府県知事の意見を聴かなければならない。

4 通商産業大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を関係委任都道府県知事に通知しなければならない。

第四十五条の十 指定試験機関は、毎事業年度開始前に（第三十二条の二第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

2 指定試験機関は、事業計画及び収支予算を作成し、又は変更しようとするときは、委任都道府県知事の意見を聽かなければならない。

3 指定試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、通商産業大臣及び委任都道府県知事に提出しなければならない。

（役員の選任及び解任）

第四十五条の十一 指定試験機関の役員の選任及び解任は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（役員の解任命令）

第四十五条の十二 通商産業大臣は、指定試験機関の役員が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくは試験事務規程に違反したとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

（試験委員）

第四十五条の十三 指定試験機関は、試験事務を行うときは、製造保安責任者又は取扱保安責任者として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、試験委員に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、通商産業省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣にその旨を届け出なければならない。試験委員に変更があつたときも、同様とする。

4 前条の規定は、試験委員に準用する。

（秘密保持義務等）

第四十五条の十四 指定試験機関の役員若しくは職員（試験委員を含む。次項において同じ。）又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（適合命令等）

第四十五条の十五 通商産業大臣は、指定試験機関が第四十五条の六各号（第三号を除く。以下この項において同じ。）の一に適合しなくなつたと認めるときは、指定試験機関に対し、当該各号に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 通商産業大臣は、前項に定めるもののほか、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対する試験事務に関する命令を下すことができる。

3 委任都道府県知事は、その行わせることとした試験事務の適正な実施を確保するため必不可少の措置をとるべきことを命ずることことができる。

（試験委員）

第四十五条の十六 通商産業大臣は、指定試験機関が天災その他他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することができない場合は、當該試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 通商産業大臣は、委任都道府県知事が前項の規定により試験事務を行うこととなるときは、速やかに、その旨を当該委任都道府県知事に通知しなければならない。

3 指定試験機関は、帳簿を備え、試験事務について通商産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、通商産業省令で定めるとおりにより、保存しなければならない。

（公示）

第四十五条の十九 通商産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

2 第四十五条の二第一項の規定による届出には、その旨を官報に公示しなければならない。

（第三十一條の二第一項の指定）

第四十五条の二十 第一項若しくは第三項又は第四十五条の九第一項、第四十五条の十二（第四十五条の十三第四項において準用する場合を含む。）又は前条第一項若しくは第二項の規定による命令に違反したとき。

2 第一項の規定による命令に違反したとき。

3 第四十五条の八第四項、第四十五条の十第一項若しくは第三項又は第四十五条の十二（第四十五条の十三第四項において準用する場合を含む。）又は前条第一項若しくは第二項の規定による命令に違反したとき。

4 第四十五条の九第一項、第四十五条の十第一項から第三項までの規定に違反したとき。

（第三十一條の二第一項の指定）

第四十五条の二第一項の規定による届出には、その旨を官報に公示しなければならない。

2 第三十三条の二第一項の規定により指定試験機関に試験事務を行わせることとしたとき。

3 第四十五条の七第一項の規定による届出には、その旨を官報に公示しなければならない。

4 第四十五条の九第一項の規定をしたとき。

（第三十一條の二第一項の指定）

第四十五条の三第一項の規定による届出には、その旨を官報に公示しなければならない。

2 第三十三条の二第一項の規定により指定試験機関に試験事務を行わせることとしたとき。

3 第四十五条の七第一項の規定による届出には、その旨を官報に公示しなければならない。

4 第四十五条の九第一項の規定をしたとき。

（第三十一條の二第一項の指定）

第四十五条の五 第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を関係委任都道府県知事に通知しなければならない。

（試験事務の実施）

第四十五条の六 第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

2 第四十五条の九第一項の規定により試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、通商産業大臣が

前条第二項の規定により指定試験機関に対し、当該試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することができない場合は、當該試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 通商産業大臣は、委任都道府県知事が前項の規定により試験事務を行うこととなるときは、速やかに、その旨を当該委任都道府県知事に通知しなければならない。

3 指定試験機関は、帳簿を備え、試験事務について通商産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、通商産業省令で定めるとおりにより、保存しなければならない。

（第三十一條の二第一項の指定）

第四十五条の十九 通商産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

2 第三十三条の二第一項の規定により指定試験機関に試験事務を行わせることとしたとき。

3 第四十五条の七第一項の規定による届出には、その旨を官報に公示しなければならない。

4 第四十五条の九第一項の規定をしたとき。

（第三十一條の二第一項の指定）

第四十五条の二十 第一項若しくは第三項又は第四十五条の九第一項の規定による届出には、その旨を官報に公示しなければならない。

2 第三十三条の二第一項の規定により指定試験機関に試験事務を行わせることとしたとき。

3 第四十五条の七第一項の規定による届出には、その旨を官報に公示しなければならない。

4 第四十五条の九第一項の規定をしたとき。

（第三十一條の二第一項の指定）

第四十五条の二第一項の規定による届出には、その旨を官報に公示しなければならない。

2 第三十三条の二第一項の規定により指定試験機関に試験事務を行わせることとしたとき。

3 第四十五条の七第一項の規定による届出には、その旨を官報に公示しなければならない。

4 第四十五条の九第一項の規定をしたとき。

（第三十一條の二第一項の指定）

第四十五条の三第一項の規定による届出には、その旨を官報に公示しなければならない。

2 第三十三条の二第一項の規定により指定試験機関に試験事務を行わせることとしたとき。

3 第四十五条の七第一項の規定による届出には、その旨を官報に公示しなければならない。

4 第四十五条の九第一項の規定をしたとき。

（第三十一條の二第一項の指定）

第四十五条の五 第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を関係委任都道府県知事に通知しなければならない。

（試験事務の実施）

第四十五条の六 第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

2 第四十五条の九第一項の規定により試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、通商産業大臣が





も、同様とする。

2 指定試験機関は、前項後段の規定により試験事務規程を変更しようとするときは、委任都道府県知事の意見を聽かなければならぬ。

3 試験事務規程で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。

4 通商産業大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

#### (試験事務の休止)

第五十八条の八 指定試験機関は、通商産業大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 通商産業大臣は、指定試験機関の試験事務の全部又は一部の休止又は廃止により試験事務の適正かつ確実な実施が損なわれるおそれがないと認めるときでなければ、前項の許可をしてはならない。

3 通商産業大臣は、第一項の許可をしようとするときは、関係委任都道府県知事の意見を聽かなければならない。

4 通商産業大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を関係委任都道府県知事に通知しなければならない。

第五十八条の九 指定試験機関は、毎事業年度開始前に(第三十一条の二第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、事業計画及び収支予算を作成し、又は変更しようとするときは、委任都道府県知事の意見を聽かなければならぬ。

3 指定試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、通商産業大臣及び委任都道府県知事に提出しなければならない。

#### (役員の選任及び解任)

第五十八条の十 指定試験機関の役員の選任及び解任は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

#### (役員の解任命令)

第五十八条の十一 通商産業大臣は、指定試験機関の役員が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくは試験事務規程に違反したとき、又は試験事務に關し著しく不当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

#### (試験委員)

第五十八条の十二 指定試験機関は、試験事務を行うときは、製造保安責任者又は販売主任者として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に關する事務については、試験委員に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、通商産業省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣にその旨を届け出なければならない。

4 通商産業大臣は、第一項の認可をしたときは、その旨を関係委任都道府県知事に通知しなければならない。

第五十八条の十三 指定試験機関の役員若しくは職員(試験委員を含む)次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に從事する指定試験機関の役員又

は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

#### (適合命令等)

第五十八条の十四 通商産業大臣は、指定試験機関が第五十八条の五各号(第三号を除く)以下この項において同じ。)の一に適合しなかつたと認めるときは、指定試験機関に対し、当該各号に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 通商産業大臣は、前項に定めるもののほか、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に關し監督上必要な命令をすることができる。

#### (通商産業大臣又は委任都道府県知事による指定の取消し等)

第五十八条の十五 通商産業大臣は、指定試験機関が第五十八条の五第三号に適合しなかつたときは、その指定を取り消さなければならぬ。

2 通商産業大臣は、指定試験機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命じなければならない。

一 第五十八条の四第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

2 通商産業大臣は、指定試験機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

一 第五十八条の七第一号の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

2 第五十八条の七第一号の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

3 第五十八条の七第四項、第五十八条の十

一 (第五十八条の十二第四項において準用する場合を含む。)又は前項第一項若しくは

第二項の規定による命令に違反したとき。

#### (第一項若しくは第三項又は第五十八条の十二第一項から第三項までの規定に違反したとき。)

四 第五十八条の八第一項、第五十八条の九第一項若しくは第三項又は第五十八条の十二第一項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により指定を受けたとき。

五 不正の手段により第三十一条の二第一項の指定を受けたとき。

2 第一項若しくは第三項から第三項までの規定により指定を取り消し、又は同項の規定により指定を受けたとき。

3 通商産業大臣は、委任都道府県知事が前項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を関係委任都道府県知事に通知しなければならない。

(通商産業大臣又は委任都道府県知事による試験事務の実施)

第五十八条の十六 指定試験機関が第五十八条の八第一項の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、通商産業大臣が前項第二項の規定により指定試験機関に対し、試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、又は指定試験機関が天災その他的事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することができないときは、又は指定試験機関が前項の規定により試験事務の全部若しくは一部を実施することができない場合は、委任都道府県知事が前項の規定により試験事務を行ふこととなると認められるときは、通商産業大臣又は委任都道府県知事が同項の規定により試験事務を行ふこととなる事由がなくなつたときは、速やかに、その旨を当該委任都道府県知事に通知しなければならない。

第六節 指定容器検査機関

(指定)

第一節 指定容器検査機関

は、通商産業省令で定めるところにより、容器検査、容器再検査、附属品検査及び附属品再検査(以下「容器検査等」という。)を行おうとする者の申請により行う。

(人格条項)

第五十八条の十九 次の各号の一に該当する者は、第四十四条第一項の指定を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第五十八条の三十の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 その業務を行う役員のうち、次のいずれかに該当する者がある者

イ 第五十八条の二十七の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

(指定の基準)

第五十八条の二十 通商産業大臣は、第四十四条第一項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 通商産業省令で定める機械器具その他の設備を用いて容器検査等を行うものであること。

二 通商産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が容器検査等を実施し、その数が通商産業省令で定める数以上であること。

三 民法第三十四条の規定により設立された法人であつて、その役員又は社員の構成が容器検査等の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 容器検査等の業務以外の業務を行つてい

る場合には、その業務を行うことによつて容器検査等が不公正になるおそれがないものであること。

五 容器検査等の業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有するものであること。

六 その指定をすることによつて申請に係る容器検査等の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

### 第五十八条の二十一 指定容器検査機関は、容器検査等を行つべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、容器検査等を行わなければならない。

2 指定容器検査機関は、容器検査等を行つべきは、前条第一号に規定する機械器具その他の設備を使用し、かつ、同条第二号に規定する者に容器検査等を実施させなければならない。

(事業所の変更の届出)

第五十八条の二十二 指定容器検査機関は、容器検査等を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、通商産業大臣に届け出なければならない。

(業務規程)

第五十八条の二十三 指定容器検査機関は、容器検査等の業務に関する規程(以下「業務規程」といふ。)を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

2 業務規程で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。

3 通商産業大臣は、第一項の認可をした業務規程が容器検査等の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

第五十八条の二十四 指定容器検査機関は、通商産業省令が第五十八条の二十第一号から第五号までに適合しなくなつたと認めるとき

る場合には、その業務を行うことによつて容器検査等が不公正になるおそれがないものであること。

五 容器検査等の業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有するものであること。

六 その指定をすることによつて申請に係る容器検査等の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

五 容器検査等の業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有するものであること。

(業務の休廃止)

第五十八条の二十五 指定容器検査機関は、毎事業年度開始前に(第四十四条第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定容器検査機関は、毎事業年度経過三ヶ月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

(役員の選任及び解任)

第五十八条の二十六 指定容器検査機関の役員の選任及び解任は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(解任命令)

第五十八条の二十七 通商産業大臣は、指定容器検査機関の役員又は第五十八条の二十第二号に規定する者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、その指定容器検査機関に対し、その役員又は同号に規定する者を解任すべきことを命ずることができる。

(役員等の地位)

第五十八条の二十八 容器検査等の業務に従事受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。

(適合命令)

第五十八条の二十九 通商産業大臣は、指定容器検査機関が第五十八条の二十第一号から第五号までに適合しなくなつたと認めるとき

は、その指定容器検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第五十八条の三十 通商産業大臣は、指定容器検査機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて容器検査等の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この節の規定又は第四十五条第一項、第四十五条の二第一項、第四十九条第三項若しくは第四項、第四十九条の三第一項、第四十九条の四第三項、第五十四条第二項若しくは第五十六条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

二 第五十八条の十九第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 第五十八条の二十三第一項の認可を受けた業務規程によらないで容器検査等を行つたとき。

四 第五十八条の二十三第三項、第五十八条の二十七又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第四十四条第一項の指定を受けたとき。

(第三節 指定特定設備検査機関)

第五十九条 第五十六条の三第一項の指定は、通商産業省令で定めるところにより、特定設備検査を行おうとする者の申請により行う。

2 第五十八条の十九から前条までの規定は、指定特定設備検査機関に適用する。この場合において、第五十八条の十九、第五十八条の二十一、第五十八条の二十五第一項及び前条中「第四十四条第一項」とあるのは「第五十六条の三第一項」と、第五十八条の二十から第五十八条の二十四まで、第五十八条の二十八及

は、その指定容器検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第五十八条の三十 通商産業大臣は、指定容器検査機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて容器検査等の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この節の規定又は第四十五条第一項、第四十五条の二第一項、第四十九条第三項若しくは第四項、第四十九条の三第一項、第四十九条の四第三項、第五十四条第二項若しくは第五十六条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

二 第五十八条の十九第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 第五十八条の二十三第一項の認可を受けた業務規程によらないで容器検査等を行つたとき。

四 第五十八条の二十三第三項、第五十八条の二十七又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第四十四条第一項の指定を受けたとき。

(第三節 指定特定設備検査機関)

第五十九条 第五十六条の三第一項の指定は、通商産業省令で定めるところにより、特定設備検査を行おうとする者の申請により行う。

2 第五十八条の十九から前条までの規定は、指定特定設備検査機関に適用する。この場合において、第五十八条の十九、第五十八条の二十一、第五十八条の二十五第一項及び前条中「第四十四条第一項」とあるのは「第五十六条の三第一項」と、第五十八条の二十から第五十八条の二十四まで、第五十八条の二十八及





昭和六十一年四月十七日 案議院会議録第二十一号(二) 消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案及び同報告書

六四八

業大臣が指定する者」を加え、同条に次の二項を加える。

2 前項の指定に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第四章の二中第三十八条の十三の次に次の二節を加える。

## 第二節 指定試験機関

第三十八条の十四 第三十八条の六第一項の指定は、通商産業省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行

(欠格条項)

第三十八条の十五 次の各号の一に該当する者は、第三十八条の六第一項の指定を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第三十八条の二十六第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 その業務を行う役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある者

イ 第一号に該当する者

ロ 第三十八条の二十二の規定により命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

(指定の基準)

第三十八条の十六 通商産業大臣は、第三十八条の六第一項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他のことについての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であること。

四 試験事務以外の業務を行つてゐる場合に、その業務を行うことによつて試験事務が不公平になるおそれがないものであること。

(変更の届出)

第三十八条の十七 指定試験機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(試験事務の休廃止)

第三十八条の十九 指定試験機関は、通商産業大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(試験事務の休廃止)

第三十八条の二十 指定試験機関は、試験事務の全部又は一部の休止又は廃止により試験事務の適正かつ確実な実施が損なわれるおそれがないと認めるときでなければ、前項の許可をしてはならない。

(通商産業大臣は、第一項の許可をしようとするときは、関係委任都道府県知事の意見を聴かなければならない。

3 通商産業大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を関係委任都道府県知事に通知しなければならない。

(事業計画等)

第三十八条の二十一 指定試験機関は、毎事業年度開始前に(第三十八条の六第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(試験事務規程)

第三十八条の二十二 指定試験機関は、試験事務の実施に関する規程(以下「試験事務規程」といふ。)を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、前項後段の規定により試験事務規程を変更しようとするときは、委任

都道府県知事の意見を聽かなければならぬ。試験事務規程で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。

4 通商産業大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対する試験事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(役員の解任命令)

第三十八条の二十二 通商産業大臣は、指定試験機関の役員が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくは試験事務規程に違反したとき、又は試験事務に関して著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(試験委員)

第三十八条の二十三 指定試験機関は、試験事務を行うときは、液化石油ガス設備士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、試験委員に行わせなければならない。

(試験委員)

3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、通商産業大臣で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

(試験委員)

4 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、通商産業大臣で定めるところにより、通商産業大臣にその旨を届け出なければならない。

(試験委員)

3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣にその旨を届け出なければならない。

(試験委員)

2 指定試験機関は、事業計画及び収支予算を作成し、又は変更しようとするときは、委任都道府県知事の意見を聽かなければならぬ。

(試験委員)

3 指定試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、通商産業大臣及び委任都道府県知事に提出しなければならない。

(秘密保持義務等)

第三十八条の二十四 指定試験機関の役員若し

くは職員(試験委員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関する知識を得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。



第九十六条の次に次の二条を加える。

第九十六条の二 第三十八条の二十四第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第九十七条中「第八十条」を「第三十八条の二十六第二項又は第八十条」に改め、「をした」の下に「指定試験機関又は」を加え、「三十万円」を「五十万円」に改める。

第一百条中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第一百一条中「十万円」を「二十万円」に改める。

第一百二条中「違反行為をした」の下に「指定試験機関又は」を加え、「十万円」を「二十万円」に改め、同条第一号中第七十四条を「第三十八条の十九第一項又は第七十四条」に、「検定等」を「試験事務又は検定等」に改め、同条第三号中「第八十二条第三項」を「第八十二条第三項又は第四項」に改め、同条第四号中「第八十三条第四項」を「第八十三条第四項から第六項まで」に、「同項」を「これら」に改める。

を「当たつて」に改める。

第二十七条に次の二条を加える。

2 政府は、前項の規定によるほか、会社が債券又はその利札を失つた者に交付するためには政令で定めるところにより発行する債券又は利札に係る債務について、保証契約をすることができる。

第三十二条に次の二条を加える。

2 前項の規定は、会社が、債券を失つた者に交付するためには政令で定めるところにより債券を発行し、当該債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合には、適用しない。

第三十四条を次のように改める。

第三十四条 削除

第三十五条の二中「第三十二条」を「第三十二条第一項に改める。

第三十六条中「役員」を「取締役、監査役」に、「五万円」を「二十万円」に改める。

第三十七条中「五万円」を「二十万円」に改める。

第三十八条中「役員」を「取締役、監査役」に、「罰する外」を「罰するほか」に改める。

第三十九条中「左の」を「次の」に、「役員」を「取締役、監査役」に、「三十万円」を「百万円」に改める。

第四十条中「左の」を「次の」に、「役員」を「取締役、監査役」に、「三万円」を「十万円」に改める。

第四十一条中「一万円」を「五万円」に改める。

(計量法の一部改正)

第七条 計量法(昭和二十六年法律第二百七号)の一部を次のように改めて、同号

第十九条 会社の取締役及び監査役の選任及び解任の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第二十三条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第二号中「貸付」を「貸付け」に改め、同号四号中「ものの外」を「もののほか」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 前二号の事業に附帯する事業

第二十三条第二項中「同項第四号」を「同項第五号」に改め、同条第四項中「貸付」を「貸付け」に改め、「並びに前項の料金」を削り、「当りて」

大臣」を、日本電気計器検定所又は通商産業大臣に改める。

第八十八条第八項中「又は日本電気計器検定所」を、日本電気計器検定所又は指定検定機関に、「行ない」を「行い」に改める。

(日本電気計器検定所法の一部改正)

第八条 日本電気計器検定所法(昭和三十九年法律第二百五十号)の一部を次のように改める。

目次中「役員及び職員」を「役員等」に、「雜則」を「解説」に改める。

第四条から第六条までを次のように改める。

第七条第一項第四号中「資本金、出資及び」を削り、同項中第八号を第十号とし、第七号を第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

九 定款の変更に関する事項

第七条第一項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「役員及び運営審議会」その他の会議を「運営審議会」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 役員の定数、任期、選任方法その他の役員に関する事項

「第二章 役員及び職員」を「第二章 役員等」に改める。

六 第十二条中「理事長一人、専務理事一人、理事三人以内及び監事一人以内」を「理事長、専務理事、理事及び監事」に改める。

七 第十九条 検定所に、その運営に関する重要な事項を審議する機関として、運営審議会を置く。

(運営審議会)

第十九条 検定所は、委員十五人以内で組織する。

2 運営審議会は、委員十五人以内で組織する。

3 委員は、検定所の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

第二十三条第一項第四号中「前各号」を「前三号」に改め、同項に次の二号を加える。

五 前各号に掲げるもののほか、第一条の目

を加える。

第十四条 検定所は、役員が前条各号の一に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

(役員の選任及び解任)

第十五条 役員の選任及び解任は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

は、検定所に対し、期間を指定して、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

法律に基づく命令若しくは処分、定款若しくは業務方法書に違反したとき、又は検定所の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき

は、検定所に対し、期間を指定して、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

法律に基づく命令若しくは処分、定款若しくは業務方法書に違反したとき、又は検定所の規定による命令に従わなかつたときは、当該役員を解任することができる。

第十六条を削り、第十七条を第十六条とし、第十八条を第十七条とし、第十九条を第十八条とし、同条の次に次の二条を加える。

(運営審議会)

第十九条 検定所に、その運営に関する重要な事項を審議する機関として、運営審議会を置く。

五 前各号に掲げるもののほか、第一条の目

を加える。

2 検定所は、前項の業務を行はばか、当該業

務の円滑な遂行に支障のない範囲内におい







- (二) 電源開発株式会社の卸料金認可にあたつて電源開発調整審議会への付議を廃止す  
る。
- 7 計量法の一部改正
- 電気計器の検定等の業務を、通商産業大臣、日本電気計器検定所のほか通商産業大臣が指定する者も行うことができる」とする。
- 8 日本電気計器検定所法の一部改正
- (一) 日本電気計器検定所(以下「検定所」という。)の資本金に関する規定を削除する。
- (二) 検定所の役員の選任について、通商産業大臣による任命制を廃し、検定所による選任に対し通商産業大臣が認可することとする。
- 9 検定所が通商産業大臣の認可をうけて新たに目的を達成するために必要な業務等を行うことができる」とする。
- 10 施行期日
- この法律は、昭和六十一年十月一日から施行するものとし、特定の規定については別に定ある。

二 議案の可決理由

本案は、行政改革の一環として、特殊法人等の自立化及び活性化を図り、あわせて資格試験に係る試験事務の民間委譲を行うための措置として、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和六十一年四月十六日

衆議院議長 坂田 道太殿 商工委員長 野田 納

[別紙]

衆議院議長 坂田 道太殿

法律案に対する附帯決議

消費生活用製品安全法等の一部を改正する

法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、本法が行政改革の一環として行われるものであることにかんがみ、行うことができる」とする。

四 資金計画及び借入金に対する通商産業大臣の認可、財務諸表に対する通商産業大臣の承認、利益及び損失の処理に関する制限、大蔵大臣への協議等を廃止する。

五 中小企業投資育成株式会社法の一部改正

中小企業金融公庫の中小企業投資育成株式会社(以下「育成会社」という。)に対する

出資に関する規定を削除する。

六 育成会社の新株の引受け等の対象とする業種の政令指定を廃止するとともに、同社の事業に新株引受権付社債の引受けを追加する。

七 事業計画等について通商産業大臣の認可を届出に改めるとともに、財産目録の提出、大蔵大臣への協議を廃止する。

八 指定機関へ委譲後の資格制度に係る試験が、制度の意義、目的に沿つて厳正かつ公正に行われるよう措置するとともに、独立採算制に伴い過大な受益者負担とならないよう指導すること。

五 電源開発株式会社の国策会社としての機能を一層發揮させるため、同社の活性化策を実効あるものとするとともに、電気事業の健全な発展を期する見地から、同社に広域電源等の開発を積極的に行わせるよう指導すること。

六 中小企業の自己資本を充実し、その健全な発展を図るため、中小企業投資育成株式会社の事業運営がさらに積極的に行われるよう指導すること。

が、その旨の」に、「及び郵政省の承認番号」を「郵政省の承認番号その他の事項」に、「特殊取扱としないでその者」を「当該承認を受けた者」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「通常郵便物」を「郵便物」に改め、「一通」の下に「又は一個」を加え、同条第三項中「前項」を「第三項」に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。

第二項の規定により差し出された郵便物について、交付の際受取人がその料金を省令で定める額の手数料を加算した額を納付しないときは、これを差出人に還付する。その際差出人は、同項の料金を省令で定める額の手数料を加算した額を納付しなければならない。

第三項又は前項の規定により差し出された郵便物の受取人は、第三項又は前項の規定にかかるわらず、省令で定める場合は、第三項又は前項前段の手数料を納付することを要しない。

第一項の規定により差し出された郵便物にかかるわらず、省令で定める場合は、第三項又は前項前段の手数料を納付することを要しない。

第一項又は前項の規定により差し出された郵便物の受取人は、第三項又は前項の規定にかかるわらず、省令で定める場合は、第三項又は前項前段の手数料を納付することを要しない。





31

（趣旨）  
国際花と緑の博覧会の準備及び運営のため  
に必要な特別措置に関する法律案  
右の内閣提出案は本院において可決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。  
昭和六十一年三月二十四日

---

衆議院議長 坂田 道太殿

参議院議長 木村 隆男

第一条 国は、財團法人国際花と緑の博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）に対し、博覧会の準備又は運営に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる（寄附金付郵便葉書等の発行の特例）。

第二条 お年玉等付郵便葉書及び寄附金付郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）第五条第一項に規定する寄附金付郵便葉書等は、同条第一項に規定するものほか、博覧会協会が調査する博覧会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として発行することができる。この場合においては、博覧会協会を同項の団体とみなして、同法の規定を適用する。

（住宅・都市整備公団の業務の特例）

第三条 住宅・都市整備公団は、住宅・都市整備公団（昭和五十六年法律第四十八号）第二十一條に規定する業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、政府の招請に応じて、貴会に参加する外国政府及び国際機関の博覧に係る事業に従事する目的で日本国内に滞在する者の居住の用に供される住宅及び当該居住

の利便に供される施設を、博覧会協会に対し賃貸することができる。この場合には、当該住宅及び施設の賃貸を同条に規定する業務とみなして、同法の規定を適用する。

(博覧会協会の職員に係る退職手当の特例等)

第五条 博覧会協会の職員（常時勤務に服することを要しない者を除く。次項において同じ。）は、国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第七条の二第一項に規定する公庫等職員とみなして、同条の規定を適用する。

博覧会協会又は博覧会協会の職員は、国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百八号）第二百二十四条の二第一項に規定する公庫等若しくは公庫等職員又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第二百四十四条の二又は地方公務員等共済組合法（昭和四十五年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなして、それぞれ国家公務員等共済組合法第二百二十四条の二又は地方公務員等共済組合法第二百四十条の規定を適用する。

3 博覧会協会の理事、監事及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

この法律は、公布の日から施行する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

一 議案の要旨及び目的

出 参議院送付)に関する報告書

本案は、昭和六十五年に大阪府下都市公園「鶴見緑地」において開催される国際花と緑の博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、必要な特別措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 国は、財團法人国際花と緑の博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）に対し、博覧会の準備又は運営に要する経費について、その

一部を補助することができるものとする。  
2 郵政省は、博覧会協会が調達する博覧会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として、寄附金付郵便葉書等を発行することができるものとする。  
3 住宅・都市整備公団は、本来の業務の遂行に支障のない範囲内で、博覧会に公式に参加する外國政府等の外国人従業員の居住用に提供される住宅等を博覧会協会に対し賃貸することができるものとする。  
4 国家公務員、地方公務員等である者が、博覧会協会に転出した場合における共済組合の組合員の資格等について必要な特例を設けることとするとともに、博覧会協会の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすものとする。

都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律  
第六十七条号)の一部を次のように改正する。  
第三条第一項中「昭和五十六年度」を「昭和六十  
一年度」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。





一年度から昭和六十三年度までの各年度における適用については、同項並びに同表教育施設の項及び消防施設の項中「三分の一」とあるのは「十分の五・五」と、同表児童福祉施設の項中「三分の一」とあるのは「十分の五・五(国又は地方公共団体以外の者が設置する保育所に係るものにあっては、「三分の一」とする。

(明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(一部改正)第九条 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(昭和十五年法律第六十号)の一部を次のように改定する。

附則第七条の見出し中「昭和六十年度」の下に「から昭和六十三年度まで」を加え、同条第一項中「負担割合を負担又は補助の割合に改め、同項第一号中「附則第四項」の下に「及び第五項」を加え、同項第二号中「附則第二項」の下に「及び第三項」を加え、同条第一項中「前項」を「前二項」に改め、「昭和六十年度」の下に「から昭和六十三年度までの間」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 明日香村整備計画に基づく事業で前項第一号の政令で定めるものに係る経費に対する国の負担又は補助の割合については、道路整備緊急措置法附則第五項中「十分の六(土地区画整理事業に係るものにあっては、「十分の五・五」とあるのは、「十分の六」とする。

(奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。附則第七項の見出し中「昭和六十年度」の下に「から昭和六十三年度まで」を加え、同項中「昭和六十年度」の下に「から昭和六十三年度までの

各年度を、「附則第四項」の下に「又は附則第五項」を加える。

## 第二章 大蔵省関係

### 第十一条 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改定する。

第十八条ノ十一 政府ハ昭和六十一年度ヨリ昭和六十三年度迄ノ間(以下特例期間ト称ス)ニ於ケル各年度ニ係ル国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六年法律第三十四号以下正する法律(昭和六年法律第三十九条ノ規定ニ依ル國庫負担ニ付テハ當該各年度ニ於テ一般会計ヨリ當該各年度ニ係ル同条ノ規定ニ依ル國庫負担金ノ額ノ二分ノ一ニ相当スル額ヲ下ラザル範囲内ニ於テ予算ニ定ムル額ヲ年金勘定ニ繰入ルベシ

政府ハ前項ノ措置ニ因リ将来ニ瓦ル厚生年金保険事業ノ財政ノ安定ガ損ハルルコトナキ様特例期間経過後ニ於テ國ノ財政状況ヲ勘案シツツ特例期間ニ於ケル各年度ニ係ル六十年改正法附則第七十九条ノ規定ニ依ル國庫負担金ノ額ト前項ノ規定ニ依ル繰入金ノ額トノ差額ニ相当スル額及前項ノ規定ニ依ル國庫負担金ノ繰入ノ特例措置ナカリセハ年金勘定ニ於テ生ズベカラシ運用収入ニ相当スル額ヲ一般会計ヨリ年金勘定ニ繰入ルベシ

正法附則第七十九条ノ規定ニ依ル國庫負担金ノ額ト前項ノ規定ニ依ル繰入金ノ額トノ差額ニ相当スル額及前項ノ規定ニ依ル國庫負担金ノ繰入ノ特例措置ナカリセハ年金勘定ニ於テ生ズベカラシ運用収入ニ相当スル額ヲ一般会

(公立養護学校整備特別措置法(一部改正)

第十四条 公立養護学校整備特別措置法(昭和三十一年法律第二百五十二号)の一部を次のように改定する。

9 附則第五項の規定の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における適用については、同項中「三分の一」とあるのは、「十分の五・五」とする。

附則に次の一項を加える。

10 第五条第一号から第三号までに掲げる経費(第一号に掲げる経費にあっては、退職年金及び退職一時金に係るものに限る。並びに附則第六項及び第七項に規定する経費のうち、政令で定める経費に対する昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における國の負担の割合については、同条(附則第六項及び第七項の規定により同条の規定の例による場合を除き、適用しない。

附則に次の一項を加える。

## 第三章 文部省関係

### 第十三条 義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三百三号)の一部を次のように改定する。

(義務教育費国庫負担法(一部改正)

第十三条 義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三百三号)の一部を次のように改定する。

附則第三項中「十分の六」を「十分の六」とし、当該市町村の設置するものを含め、昭和六十一

年度及び昭和六十二年度にあっては、「十分の五・五」に改める。

## 第四章 厚生省関係

### 第十六条 児童福祉法(昭和二十一年法律第六百六十四条)の一部を次のように改定する。

第十七条 児童福祉法(昭和二十一年法律第六百六十四条)の一部を次のように改定する。

第十八条 児童福祉法(昭和二十一年法律第六百六十四条)の一部を次のように改定する。

第十九条 児童福祉法(昭和二十一年法律第六百六十四条)の一部を次のように改定する。

第二十条 児童福祉法(昭和二十一年法律第六百六十四条)の一部を次のように改定する。

第二十一条 児童福祉法(昭和二十一年法律第六百六十四条)の一部を次のように改定する。

第二十二条 児童福祉法(昭和二十一年法律第六百六十四条)の一部を次のように改定する。

第二十三条 児童福祉法(昭和二十一年法律第六百六十四条)の一部を次のように改定する。

第二十四条 第五十三条及び第五十五条の規定の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における適用については、第五十三条

中「十分の八」とあるのは「十分の五」と、第五

十三条までの各年度における國の負担の割合については、同条(前二項の規定により同

条の規定の例による場合を含む。)中「二分の

一」とあるのは、「三分の一」とする。

(公立養護学校整備特別措置法(一部改正)

第十四条 公立養護学校整備特別措置法(昭和三十一年法律第二百五十二号)の一部を次のように改定する。

9 附則第五項の規定の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における適用については、同項中「三分の一」とあるのは、「十分の五・五」とする。

附則に次の一項を加える。

10 第五条第一号から第三号までに掲げる経費(第一号に掲げる経費にあっては、退職年金及び退職一時金に係るものに限る。並びに附則第六項及び第七項に規定する経費のうち、政

令で定める経費に対する昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における國の負

担の割合については、同条(附則第六項及び第七項の規定により同条の規定の例による場

合を含む。)中「二分の一」とあるのは、「三分

の一」とする。

## 第五章 義務教育諸学校施設費国庫負担法(一部改正)

### 第十五条 義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和三十三年法律第八十二号)の一部を次のように改定する。

(義務教育諸学校施設費国庫負担法(一部改正)

第十五条 義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和三十三年法律第八十二号)の一部を次のように改定する。

附則第三項中「十分の六」を「十分の六」とし、当該市町村の設置するものを含め、昭和六十一

年度及び昭和六十二年度にあっては、「十分の五・五」に改める。

## 第六章 精神衛生法(一部改正)

### 第十六条 精神衛生法(昭和二十五年法律第二百一十三号)の一部を次のように改定する。

(精神衛生法(一部改正)

第十七条 精神衛生法(昭和二十五年法律第二百一十三号)の一部を次のように改定する。

第十八条 精神衛生法(昭和二十五年法律第二百一十三号)の一部を次のように改定する。

第十九条 精神衛生法(昭和二十五年法律第二百一十三号)の一部を次のように改定する。

第二十条 精神衛生法(昭和二十五年法律第二百一十三号)の一部を次のように改定する。

第二十一条 精神衛生法(昭和二十五年法律第二百一十三号)の一部を次のように改定する。

第二十二条 精神衛生法(昭和二十五年法律第二百一十三号)の一部を次のように改定する。

第二十三条 精神衛生法(昭和二十五年法律第二百一十三号)の一部を次のように改定する。

第二十四条 精神衛生法(昭和二十五年法律第二百一十三号)の一部を次のように改定する。

第二十五条 精神衛生法(昭和二十五年法律第二百一十三号)の一部を次のように改定する。

第二十六条 精神衛生法(昭和二十五年法律第二百一十三号)の一部を次のように改定する。

第二十七条 精神衛生法(昭和二十五年法律第二百一十三号)の一部を次のように改定する。

第二十八条 精神衛生法(昭和二十五年法律第二百一十三号)の一部を次のように改定する。

第二十九条 精神衛生法(昭和二十五年法律第二百一十三号)の一部を次のように改定する。

第三十条 精神衛生法(昭和二十五年法律第二百一十三号)の一部を次のように改定する。

第三十一条 精神衛生法(昭和二十五年法律第二百一十三号)の一部を次のように改定する。

第三十二条 精神衛生法(昭和二十五年法律第二百一十三号)の一部を次のように改定する。

第三十三条 精神衛生法(昭和二十五年法律第二百一十三号)の一部を次のように改定する。

第三十四条 精神衛生法(昭和二十五年法律第二百一十三号)の一部を次のように改定する。

第三十五条 精神衛生法(昭和二十五年法律第二百一十三号)の一部を次のように改定する。

第三十六条 精神衛生法(昭和二十五年法律第二百一十三号)の一部を次のように改定する。

第三十七条 精神衛生法(昭和二十五年法律第二百一十三号)の一部を次のように改定する。

第三十八条 精神衛生法(昭和二十五年法律第二百一十三号)の一部を次のように改定する。

第三十九条 精神衛生法(昭和二十五年法律第二百一十三号)の一部を次のように改定する。

第四十条 精神衛生法(昭和二十五年法律第二百一十三号)の一部を次のように改定する。

附則に次の一項を加える。

前項の場合においては、第三条中「次条第

一項又は第二項」とあるのは、「次条第二項」とする。

附則第三項中「十分の六」を「十分の六」とし、当該市町村の設置するものを含め、昭和六十一

年度及び昭和六十二年度にあっては、「十分の五・五」に改める。





は「十分の六」と、「三分の一」とあるのは「十分の四」とし、第二十九条第一項中「三分の二」とあるのは「十分の五・五」とする。ただし、災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために施行する緊急地すべり対策事業に係る地すべり防止工事についてこれらの規定を適用する場合においては、この限りでない。

(道路整備緊急措置法の一部改正)

第四十二条 道路整備緊急措置法(昭和三十三年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第五項を次のように改める。

5 第四条の規定の昭和六十一年度及び昭和六十二年度における適用については、同条中「改築については四分の三(土地区画整理事業に係るものにあつては、三分の二)」とあるのは、「建設大臣が行う改築については三分の二(土地区画整理事業に係るものにあつては、十分の六)、その他の改築については十分の五・五」とする。

(奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部改正)

第四十三条 奥地等産業開発道路整備臨時措置法(昭和三十九年法律第百十五号)の一部を次のように改訂する。

附則に次の一項を加える。

4 第五条第二項の規定の昭和六十一年度及び昭和六十二年度における適用については、同項中「四分の三」とあるのは、「十分の六(建設大臣が行うものにあつては、三分の二)」とする。

(河川法の一部改正)

第四十四条 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)の一部を次のように改訂する。

附則に次の一項を加える。

3 第六十条の規定の昭和六十一年度から昭和六十二年度までの各年度

六十三年度までの各年度における適用については、同条第一項中「三分の一」とあるのは「十分の四」と、同条第二項中「三分の二」とあるのは「十分の五・五」とする。

(河川法施行法の一部改正)

第四十五条 河川法施行法(昭和三十九年法律第百六十八号)の一部を次のように改訂する。

附則に次の一項を加える。

3 第五条の規定の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における適用については、同条中「新法第六十条」とあるのは「新法第六十条」と、「三分の一」とあるのは「十分の四」と、「四分の一」とあるのは「三分の二」と、「三分の二」とあるのは「十分の五・五」と、「四分の三」とあるのは「十分の六」とする。

(交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部改正)

第四十六条 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法(昭和四十一年法律第四十五号)の一部を次のように改訂する。

附則に次の一項を加える。

(昭和六十一年度から昭和六十三年度までの特例)

3 第十条第三項の規定の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における適用については、同項中「三分の一」とあるのは、「十分の五・五」とする。

(第八章 地方公共団体に対する財政金融上の措置)

第四十九条 地方公共団体に対する財政金融上の措置

1 この法律(第十一條、第十二条及び第三十四条の規定を除く)による改正後の法律の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の特例に係る規定並びに昭和六十一年度及び昭和六十二年度の特例に係る規定は、昭和六十一年度

六十三年度までの各年度における適用については、「から昭和六十二年度までの各年度」を、「十分の六」の下に「とし、当該市町村の設置するもの」「十分の四」と、同条第二項中「三分の二」とあるのは「十分の五・五」とする。

(河川法施行法の一部改正)

第四十五条 河川法施行法(昭和三十九年法律第百六十八号)の一部を次のように改訂する。

附則に次の一項を加える。

3 第五条の規定の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの間における適用については、「から昭和六十年度までの間」を加える。

附則第四項中「対する昭和六十一年度」の下に「から昭和六十二年度までの各年度」を、「十分の六」の下に「とし、当該市町村の設置するもの」「十分の四」と、同条第二項中「三分の二」とあるのは「十分の五・五」とする。

(公害の防止に関する事業に係る国財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第四十八条 公害の防止に関する事業に係る国財政上の特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第七十号)の一部を次のように改訂する。

附則第七条を次のように改める。

(昭和六十一年度から昭和六十三年度までの特例)

第七条 別表の規定の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における適用については、同表中「三分の二」とあるのは、「十分の五・五」とする。

(第九章 地方公共団体に対する財政金融上の措置)

第八章 地方公共団体に対する財政金融上の措置

1 この法律(第十一條、第十二条及び第三十四条の規定を除く)による改正後の法律の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の特例に係る規定並びに昭和六十一年度及び昭和六十二年度の特例に係る規定は、昭和六十一年度

六十三年度までの各年度における適用については、「から昭和六十三年度までの各年度」を、「十分の六」の下に「とし、当該市町村の設置するもの」「十分の四」と、同条第二項中「三分の二」とあるのは「十分の五・五」とする。

(河川法施行法の一部改正)

第四十五条 河川法施行法(昭和三十九年法律第百六十八号)の一部を次のように改訂する。

附則に次の一項を加える。

3 第五条の規定の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの間における適用については、「から昭和六十年度までの間」を加える。

附則第五項中「昭和六十一年度」の下に「から昭和六十二年度までの各年度」を、「十分の六」の下に「とし、当該市町村の設置するもの」「十分の四」と、同条第二項中「三分の二」とあるのは「十分の五・五」とする。

(公害の防止に関する事業に係る国財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第四十八条 公害の防止に関する事業に係る国財政上の特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第七十号)の一部を次のように改訂する。

附則第七条を次のように改める。

(昭和六十一年度から昭和六十三年度までの特例)

第七条 別表の規定の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における適用については、同表中「三分の二」とあるのは、「十分の五・五」とする。

(第九章 地方公共団体に対する財政金融上の措置)

第八章 地方公共団体に対する財政金融上の措置

1 この法律(第十一條、第十二条及び第三十四条の規定を除く)による改正後の法律の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の特例に係る規定並びに昭和六十一年度及び昭和六十二年度の特例に係る規定は、昭和六十一年度

六十三年度までの各年度における適用については、「から昭和六十三年度までの各年度」を、「十分の六」の下に「とし、当該市町村の設置するもの」「十分の四」と、同条第二項中「三分の二」とあるのは「十分の五・五」とする。

(河川法施行法の一部改正)

第四十五条 河川法施行法(昭和三十九年法律第百六十八号)の一部を次のように改訂する。

附則に次の一項を加える。

3 第五条の規定の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの間における適用については、「から昭和六十年度までの間」を加える。

度以降の年度に繰り越されたものについては、なお從前の例による。

### 理由

最近における財政状況、社会経済情勢の推移及び累次の臨時行政調査会の答申等の趣旨を踏まえ、財政資金の効率的使用を図るため、国の負担金、補助金等に関する臨時特例等の措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

### 国の補助金等の臨時特例等に関する法律案 (内閣提出)に関する報告書

#### 一 議案の要旨及び目的

最近における財政收支、社会経済情勢の推移及び累次の臨時行政調査会の答申等の趣旨を踏まえ、財政資金の効率的使用を図るため、国の負担金、補助金等に関する臨時特例等の措置を講じようとするもので、その大要は、次のとおりである。

#### 1 補助率の引下げ等

社会保障、公共事業等の各政策分野の特性に配意しつつ、補助率の総合的見直しを図るという観点に立つて、四十四法律について昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における地方公共団体に対する国との補助金及び負担率の引下げを行うこと。

なお、この対象となる地方公共団体に対し、その事務又は事業の執行及び財政運営に支障を生ずることのないよう財政金融上の措置を講ずるものとすること。

#### 2 補助規定の削除

地方公共団体の事務又は事業として同化定着しているものに係る補助金及び負担金を規定している二法律について、その補助金及び負担金を整理し、地方公共団体の一般財源による措置への移行を行うこと。

### 3 国の負担に係る繰入れの特例

厚生保険特別会計法等、一般会計から特別会計への国庫負担金等の繰入れを規定している三法律について、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における繰入れの特例を定めること。

なお、本案による昭和六十一年度における国庫の歳出の節減額は、昭和五十九年度の補助率を基準とした場合、補助率の引下げ等によるもので九千七十億円、一般財源化によるもので四十五億円、国の負担に係る繰入れの特例によるもので三千四十八億円、合計一兆二千百六十三億円と見込まれている。

#### 二 議案の修正議決理由

累次の臨時行政調査会の答申等の趣旨を踏まえ、財政資金の効率的使用を図るため、国の負担金、補助金等について見直しを行い、所要の措置を講ずることにより、国の歳出の縮減に資することは、国の財政収支の改善等を図る見地から時宜に適するものと認めるが、施行期日を公布の日に改める必要があるので、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和六十一年四月十六日

衆議院議長 坂田 道太殿  
大蔵委員長 小泉純一郎

[別紙]

(小字及び一は修正)

### 附則

1 この法律は、<sup>公布の日</sup>昭和六十一年四月一日から施行する。

2 第二十条(結核予防法附則第八項の改正規定を除く)及び第二十八条の規定による改正規定

法律の規定による昭和六十一年度以前の年度の歳出(予算に係る國の補助に係る都道府県の補助を含む)の負担又は補助(当該國の補助に係る都道府県の補助を含む)に適用し、以下同じ)について適用し、に係る都道府県の補助を含む)で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお從前の例による。

#### 〔別紙〕

国の補助金等の臨時特例等に関する法律案

に対する附帯決議

政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

一 今回の措置は、国庫補助金等に係る三年間の暫定措置であることに鑑み、六十二年度以降においても地方の行財政運営に支障を生じないよう万全の措置を講ずることとし、その具体的措置を予算編成時ごとに明示すること。

この間においては、義務教育費国庫負担法による二分の一国庫負担率の引下げなど、国・地方間の財政関係を基本的に変更するような補助率の引下げは行わないこと。

二 年金国庫負担金の繰延べに係る元利の返済に当たっては、その返済を計画的かつ、速やかに行いうよう措置すること。

三 生活保護については、社会保障における根幹的制度であることを踏まえ、公平公正な執行を図るものとすること。

また、高齢化社会の到来に備え、在宅福祉に

当たっては、その返済を計画的かつ、速やかに行いうよう措置すること。

四 國庫負担金及び補助金の整理に当たっては、國・地方公共団体との行政責任を明確にし、一般財源化する場合は、適切にして、十分な財源の措置を講ずること。

また、奨励補助金の整理については、適宜見直しを行い措置すること。

法律の一部を改正する法律

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律

第五条第四項中「二万六千五百円」を「二万七千二百円」に改める。

第六条第三項中「十万八千円」を「十一万八百円」に改める。

第七条第三項中「三万九千八百円」を「四万八百円」に改める。

第八条第三項中「三万七千百円」を「三万八千百円」に改める。

第五条第二項中「二万六千五百円」を「二万七千三百円」に改める。

五 地域振興と地域格差の是正を図るために、公共事業の長期計画の着実な進捗に努めるものとすること。

六 今後の税財政制度の検討に当たっては、六十年度以降における既往の借入金償還財源の確保はもとより、地方財政の自主性を尊重し、財源の国と地方との均衡を図り、安定的地方財政の確立を図ること。

七 法律の改廃に当たっては、立法の趣旨と制定の経過を踏まえ、国会審議のあり方について、十分配慮すること。

八 補助金行政に伴う種々の問題点については、引き続きその解消に努めること。

九 法律の規定による昭和六十一年度以後の年度の歳出(予算に係る國の補助に係る都道府県の補助を含む)の負担又は補助(当該國の補助に係る都道府県の補助を含む)に適用し、以下同じ)について適用し、に係る都道府県の補助を含む)で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお從前の例による。

十 法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和六十一年二月十七日

内閣總理大臣 中曾根康弘

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律

第五条第四項中「二万六千五百円」を「二万七千二百円」に改める。

第六条第三項中「三万九千八百円」を「四万八百円」に改める。

第七条第三項中「三万七千百円」を「三万八千百円」に改める。

第八条第三項中「二万六千五百円」を「二万七千三百円」に改める。

第五条第二項中「二万六千五百円」を「二万七千三百円」に改める。

第六条第三項中「三万九千八百円」を「四万八百円」に改める。

第七条第三項中「三万七千百円」を「三万八千百円」に改める。

第五条第二項中「二万六千五百円」を「二万七千三百円」に改める。

第六条第三項中「三万九千八百円」を「四万八百円」に改める。



昭和六十一年四月十七日

衆議院会議録第二十一号

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

六六六

- 十 健康管理手当の認定については、制度の趣旨が生かされるよう地方自治体を指導すること。
- 十一 本年は覚書による在韓被爆者の渡日治療の期限切れとなるが、制度発足の趣旨にかんがみその継続を図るよう努めること。

明治三十五年三月三十日  
種類便物税可日

発行所  
東京都港区虎ノ門二丁目二番四号  
大蔵省印刷局  
電話 東京 二二二二（大丸）  
平 105

定価一円